伊勢海報

〈会報第 137 号〉

令和４年４月

公益社団法人 伊勢湾海難防止協会

目　　次

Ⅰ　事業報告

1　海難防止活動等

1.1　令和３年度 霧海難ゼロキャンペーン ･････････････････････････････････････ 1

1.2　令和３年度 海の事故ゼロキャンペーン ･････････････････････････････････････ 2

1.3　伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会 ･････････････････････････････････ 26

2　調査研究事業

2.1　船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討 ･････････････････････････････････ 29

2.2　伊勢湾・三河湾における LNG 燃料供給事業拡大に係る船舶航行安全に関する調査研究 ･･････ 43

2.3　四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究 ･････････ 46

2.4　名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究 ･････････････ 49

2.5　名古屋港潮見ふ頭 BM 桟橋撤去に係る船舶の航行安全に関する連絡会議 ･･････ 52

2.6　常滑港へのクルーズ船入出港に係る航行安全に関する調査研究 ･･････････････ 53

2.7　名古屋港弥富ふ頭への RORO 船受入れに係る航行安全に関する調査研究･･････････ 56

3　航行安全情報管理事業

名古屋港新土砂処分場航行安全情報管理室 ･････････････････････････････････････ 59

Ⅱ　会務報告

1　令和３年度 第１回通常理事会 ･･ 60

2　令和３年度 通常総会 ･･ 61

3　令和３年度 第２回通常理事会 ･･ 63

4　令和３年度 業務実施状況 ･･ 64

5　会員の異動等 ･･ 66

Ⅲ　事務局便り

事務所移転のお知らせ ･･ 67

令和３年度　霧海難ゼロキャンペーン

1　実施状況

本キャンペーンは、平成 17 年 7 月に発生した熊野市沖でのケミカルタンカー（日光丸/旭洋丸）の衝突海難を教訓として、平成 18 年度から海霧の発生多発時期をとらえて内航船舶の海難防止を重点とした地方運動（霧海難防止強調運動）として展開し、令和元年度からは、運動の名称を「霧海難ゼロキャンペーン」に改め実施している。

令和 3 年度においては、令和 2 年 5 月 22 日開催（書面決議）の海難防止強調運動推進東海地方連絡会議において承認された「令和 3 年度 霧海難ゼロキャンペーン実施計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症に対応した状況下において実施した。

2　実施計画

(1)　目的

霧の多発期を控え、船舶運航に携わる乗組員はもとより、船舶所有者及び運航管理者等に対して、視界制限時における航行安全対策について再確認させることにより、霧等の視界制限時における海難の防止に資することを目的とする。

(2)　実施期間　令和 3 年 4 月 24 日（土）から 7 月 31 日（金）

(3)　重点事項

視界制限時において、船舶乗組員や運航管理者等が特に遵守すべき次の事項を重点事項とする。

① 見張りの徹底：レーダーによる連続した他船の動静監視を行う
② 安全な速力での航行：必要な場合はためらわず行脚を止める
③ 気象・海象状況の早期把握：最新の気象・海象情報を把握する
④ 早期の避泊：無理な航行を止め視界の回復を待つ

(4)　実施体制

海難防止強調運動の地方運動として位置づけ、各地区の特性を勘案した官民一体の体制とする。

(5)　実施事項

① 海上保安官による訪船、訪社指導
② 海上交通センターからの視界不良情報の提供
③ 船舶からの通報による伊勢湾海上交通センターにおける遠州灘・熊野灘の視程情報の収集
④ 海の安全情報の提供及び活用
⑤ 緊急情報配信サービスの周知及び利用促進
⑥ ポスターを活用した広報及び周知

3　参考事項

第四管区海上保安本部によれば、令和 3 年度霧海難ゼロキャンペーン期間中、霧に起因する海難事故の発生はない。

令和３年度　海の事故ゼロキャンペーン

1　概要

令和 3 年 3 月 23 日、全国海難防止強調運動実行委員会において「海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。」等の趣旨の下、海の月間の時期に合せて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、令和 3 年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することが決定された。

この決定を受け、東海地方における令和 3 年度海の事故ゼロキャンペーンを実施するについては、例年、海難防止強調運動推進東海地方連絡会議を開催して実施計画を策定しているが、今年度においても昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況にあることから、別添 1 の構成員に対しては、連絡会議への参集は求めず、別添 2 の書面開催により実施計画(案)を諮問した。

書面決議の結果、令和 3 年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について承認を得たことから、別添 3 の書面により構成員に通知し、事故ゼロキャンペーンを展開した。また、キャンペーン活動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることに留意することを徹底した。

（別添１）

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議構成員（順不同）	
海事・漁業・マリンレジャー等関係団体	全日本海員組合名古屋支部、愛知県漁業協同組合連合会、三重県漁業協同組合連合会、伊勢三河湾水先区水先人会、東海内航海運組合、伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会中部支部、船員災害防止協会中部支部、一般財団法人日本船舶職員養成協会中部、日本小型船舶検査機構名古屋支部、愛知県水難救済会、三重県水難救済会、愛知県水産業振興基金、三重県漁業操業安全協会、日本漁船保険組合愛知県支所、日本漁船保険組合三重県支所、名古屋海運協会、名古屋外国船主代理店会、名古屋日本船代理店会、全国内航タンカー海運組合東海支部、中部沿海海運組合、東海北陸旅客船協会、東海釣りインストラクター協議会、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会中部事務所、NPO 法人 PW 安全協会中部地方本部
地区連絡会議	海難防止強調運動推進名古屋地区連絡会議・四日市地区連絡会議・鳥羽地区連絡会議・尾鷲地区連絡会議・衣浦地区連絡会議・三河地区連絡委員会
関係官公庁	総務省東海総合通信局、国土交通省中部運輸局、国土交通省中部地方整備局、気象庁名古屋地方気象台、愛知県農業水産局、三重県農林水産部
主催者	海上保安庁第四管区海上保安本部、公益財団法人海上保安協会東海地方本部、公益社団法人中部小型船安全協会、公益社団法人伊勢湾海難防止協会

（別添 2）

３伊海防第54号
令和3年6月21日

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議構成員　各位

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議議長
公益社団法人 伊勢湾海難防止協会
会長　吉 川 廣 一

令和3年度の海難防止強調運動推進東海地方連絡会議について（書面開催）

拝啓　時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度における海の事故ゼロキャンペーンは、全国海難防止強調運動実行委員会において例年どおり７月16日～7月31日までの16日間に亘り全国的に実施することが決定され、東海地方におきましても、これに準じて同キャンペーンを実施することにしたいと考えています。

東海地方において同キャンペーンを実施するについては、事前に作業部会、連絡会議を開催して、東海地方における実施計画を決定することになりますが、5月12日～6月20日までの間、愛知県下に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が発令されていたことから、作業部会は、書面開催により実施計画の検討を行ったところです。

また、現状を見てみますと、愛知県内の緊急事態宣言は解除になったものの、感染が収束した状況ではなく、まん延防止等重点措置が適用され、引き続き注意を要する事態が継続していることから、令和3年度の東海地方連絡会議は、関係各位にお集まり頂いての会議の開催は見送り、書面による開催と致します。

つきましては、「令和3年度海難防止強調運動推進東海地方連絡会議」資料を送付いたしますので、資料に編綴しています東海地方実施計画（案）等の内容についてご確認を頂き、ご承認を賜りたいと存じます。

ご確認の上は、誠に勝手ではございますが、同封の回答書にて6月30日（水）までにFAX送信によりご回報方お願い申し上げます。

（別添 3）

３伊海防第58号
令 和3年7月 1日

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議構成員各位

海難防止強調運動推進東海地方連絡会議議長
公益社団法人 伊勢湾海難防止協会
会 長　吉 川 廣 一

令和 3 年度 東海地方における海の事故ゼロキャンペーンの実施について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、東海地方における海難防止の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和 3 年度の東海地方における海の事故ゼロキャンペーンにつきましては、「令和 3 年度海難防止強調運動推進東海地方連絡会議の開催について（書面会議）」（3 伊海防第 54 号･令和 3 年 6 月 21 日）によりご提案をさせて頂きましたところ、皆さまより実施計画（案）を承認する旨の回答を頂きましたので、これを決定事項とし、別添の実施計画のとおり推進することと致します。
構成員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、「密集・密接・密閉」の 3 つの密を避け、今後の政府及び地方自治体が発表する新型コロナウイルス感染症対策に関する情報に留意しつつ、本キャンペーン活動への取り組みをお願い申し上げます。

敬具

添付資料
- 令和 3 年度 海の事故ゼロキャンペーン東海地方実施計画
- 2021 海の事故ゼロキャンペーンポスター
- 2021 海の事故ゼロキャンペーンリーフレット

令和３年度 海の事故ゼロキャンペーン実施計画

令和３年７月１日
海難防止強調運動推進東海地方連絡会議

１　目的

海の事故防止の一環として、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって本年度も海の事故ゼロキャンペーンを展開することから、東海地方においても同キャンペーンを推進し、国民に広く海難防止思想の普及及び高揚を図るとともに海難の未然防止に寄与することを目的とする。

２　運動期間

令和３年７月16日(金)から７月31日（土）までの間(16日間)

３　重点事項

令和３年３月23日、全国海難防止強調運動実行委員会において設定された、平成28年度から令和２年度までの重点事項を踏まえ、海難防止強調運動推進東海地方連絡会議において設定する重点事項は次のとおりとする。

(1)　小型船舶の海難防止
(2)　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
(3)　ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
(4)　ふくそう海域等の安全性の確保

４　推進項目

(1)「小型船舶の海難防止」に関する推進項目

イ　プレジャーボートの発航前等の点検の徹底及び専門業者による定期的な点検整備の推奨

東海地方における過去５年間（平成28年～令和２年、以下同じ。）平均の海難では、プレジャーボートの海難は全体の約６割を占め、機関故障が最も多く発生している。原因では、機関整備不良や老朽衰耗によるものが顕著に多いことから、発航前点検徹底を図るとともにレジャーシーズン開始前等における専門業者による定期的な点検整備の推奨、適切なタイミングでの機関整備の啓発を図る。

ロ　漁船及びプレジャーボートにおける適切な見張りの徹底

東海地方における過去５年間平均の海難では、漁船の海難は全体の約２割を占め、特に衝突海難の割合が高い傾向にあり、原因では見張り不十分によるものが顕著に多い。また、プレジャーボートにおける衝突・乗揚海難のうち、約５割が見張り不十分が原因で発生していることから、適切な見張りの徹底を図る。

ハ　多様化・活発化するウォーターアクティビティの安全対策

近年、カヌー・ＳＵＰ等のウォーターアクティビティが多様化・活発化しており、これらは免許や検査が不要で、海に関する知識がない者が事故に遭う傾向が増えていることから、ウォーターアクティビティごとに事故防止の情報をウェブサイト等により提供する「ウオーターセーフティガイド」の周知及び利活用の啓発を図る。

(2)「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

イ　常時適切な見張りの徹底

東海地方における過去５年間平均の海難では、衝突海難が全体の約３割を占め、その原因では、見張り不十分によるものが約７割となっていることから、航行又は漂泊中における常時適切な見張りの徹底を図る。

ロ　船舶間コミュニケーションの促進

船舶同士の衝突海難においては、早めに相手船の動向を把握する必要があることから、次のとおり、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

（イ）早めに相手船にわかりやすい動作をとる。

（ロ）ＶＨＦや汽笛信号等を活用する。

（ハ）ＡＩＳ情報を活用するとともに、正しい情報を入力する。

(3)「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

東海地方における過去５年間における海中転落者のライフジャケット着用・非着用による生存率の差が顕著であり、海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②速やかな救助要請という２点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策（ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、118番等緊急電話番号の普及）確保に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年２月１日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大したことから、救命胴衣の着用徹底を目指す。

(4)「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

走錨等に起因する事故防止のために、三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等を今期の台風シーズンから活用すべく、海上交通安全法等の改正が予定されている。

伊勢湾及び三河湾は多種多様な船舶が行き交う海域であり、荒天時には多数の船舶が錨泊するため、これらの事故を未然に防止する活動として各管区海上保安本部の対策等を一覧できる「走錨事故防止ポータルサイト」を周知しつつ、それらを活用し、本制度の理解促進を図るとともに、官民が一体となって船上対応や運航管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請等を行い、事故防止に係る取組の徹底を図る。

(5)　海の安全情報の利活用の啓発

海上保安庁が海難を防止することを目的として、全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報、海上保安庁が発表する津波や台風接近に伴う避難勧告等の緊急情報など、海の安全に関する様々な情報をウェブサイトや電子メールにより、リアルタイムに提供する「海の安全情報」の周知及び利活用の啓発を図る。

(6)　その他

各地区の海難防止強調運動推進連絡会議において必要と認める項目

5　各地区連絡会議における実施計画の策定

各地区連絡会議は、「6.実施事項」を参考に、地域的特性を勘案した具体的な実施計画を策定し、地方連絡会議に報告したうえで運動を推進する。

6　実施事項

関係団体と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、「密集・密接・密閉」の３つの密を避け、今後の政府及び都道府県が発表する新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する情報に留意しつつ、以下の活動に積極的に取り組むこととする。

(1) 広報活動

国民一般を広く対象にした、次の周知・広報活動を積極的に実施する。

イ　テレビ、ラジオ、新聞等公共性の高いメディア、自己組織、傘下組織等が発行する社内外広報誌等、あらゆる広報媒体を利用した広報の実施

ロ　自己組織、傘下組織等の管理する庁舎、社屋、魚市場等へのポスターの掲示（高速・有料道路サービスエリア等でのポスター掲示、リーフレット配布）

ハ　旅客船乗り場、船内、マリーナ等における、場内放送による周知

ニ　愛知県・三重県各漁業協同組合、漁業無線局、漁業協同組合近隣小学生等の協力による安全メッセージの募集及び漁業用無線等を活用した啓発活動

ホ　その他、ホームページ、ツイッター、電光掲示板、垂れ幕等による広報

(2)　各種行事等

地元行事等を通じて、本運動の周知を図る。

(3)　安全に関する指導、教育、周知

訪船･現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等にあわせ、重点事項をはじめとした安全確保についての周知、指導を行うほか、対象毎に、次の事項について指導、啓発活動を行う。

イ　漁船、遊漁船、プレジャーボートの操船者に対する事項

常時適切な見張りの徹底、早期見会い関係回避措置の実施、自船位置の確認、自己救命策確保及び発航前点検の徹底

ロ　一般船舶操船者に対する事項

イに加え、ＡＩＳ搭載船にあってはＡＩＳを活用した意思疎通と適正な運用、ＶＨＦ無線電話搭載船にあっては、無線の常時聴守及び活用

ハ　名古屋港海上交通センター及び伊勢湾海上交通センターが提供する錨泊船位置情報の周知及び利用促進

2　活動状況

椿大神社安全祈願に伴う周知活動

不開設海水浴場パトロール出艇式

鳥羽水族館での周知活動

ヨット教室での周知活動

街頭での周知活動

BOAT RACE とこなめオーロラビジョン

名古屋港水族館オーロラスクリーン

3　参考資料

「第四管区海上保安本部管内(愛知県・三重県)における海難発生状況」

(※BAN のみによる救助を除く)

1　令和2年における海難発生状況

・全船舶隻数は令和元年より減少
・船舶海難に伴う死者・行方不明者は1名

(1)　令和2年の第四管区海上保安本部管内(愛知県・三重県)における海難隻数は121隻であり、全船舶隻数は、令和元年と比べ23隻減少し、過去5年間の平均隻数（122隻）と略同じ隻数となっている。

(2)　船舶海難に伴う死者・行方不明者数は1名。(令和元年は3名)

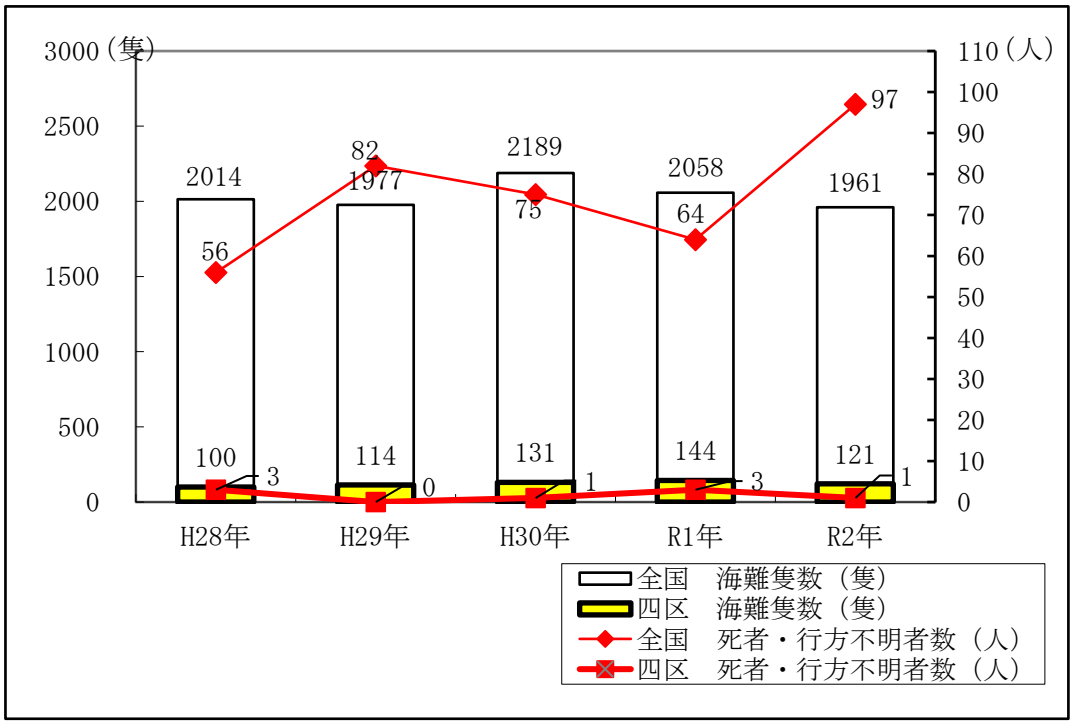

〔図1〕　海難隻数及び海難に伴う死者・行方不明者数

(全国と第四管区海上保安本部管内(愛知県・三重県)

	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
全国　海難隻数（隻）	2014	1977	2189	2058	1961	2040
四区　海難隻数（隻）	100	114	131	144	121	122
全国　死者・行方不明者数（人）	56	82	75	64	97	75
四区　死者・行方不明者数（人）	3	0	1	3	1	2

〔表1〕　海難隻数及び海難に伴う死者・行方不明者数

(全国と第四管区海上保安本部管内(愛知県・三重県)の比較)

2　海難の内訳（平成28年～令和2年）

・船舶用途別では小型船舶が全体の約8割であり、うちプレジャーボート事故は増加傾向
・海難種類別では運航不能が最多

(1)　船舶用途別ではプレジャーボートが69隻（全体の57%）と最も多く、次いで漁船が23隻（同19%）、貨物船が14隻（同11%）となっている。

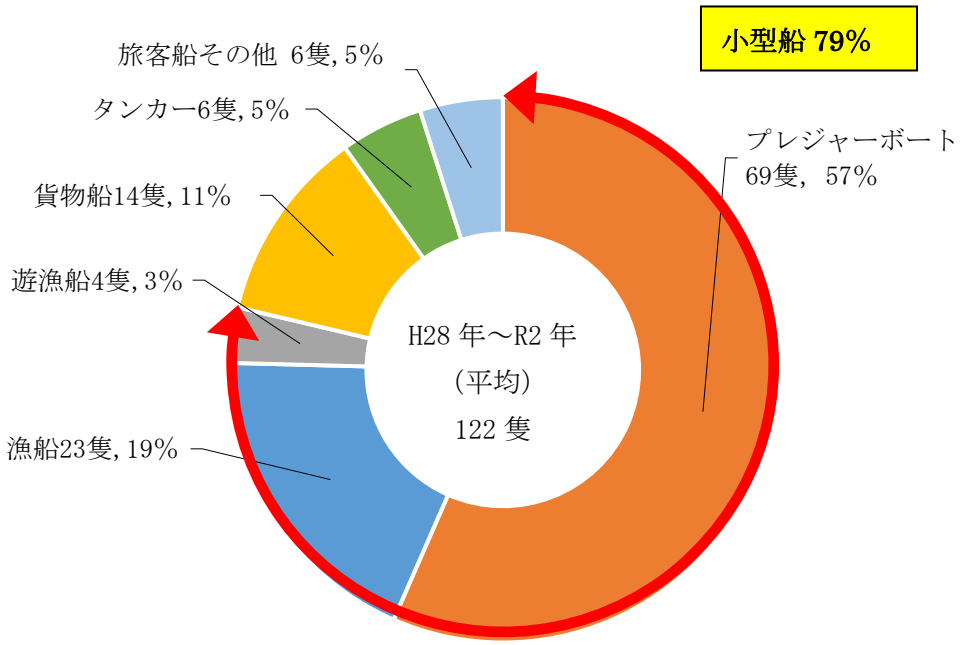

〔図2〕　船舶用途別海難発生状況

（単位：隻）

船種/年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
プレジャーボート	58	70	62	74	82	69
漁船	16	22	27	35	16	23
遊漁船	3	2	5	6	4	4
貨物船	15	8	19	17	13	14
タンカー	6	8	5	5	5	6
旅客船	1	0	3	3	1	2
その他	1	4	10	4	0	4
合計	100	114	131	144	121	122

〔表2〕　船舶用途別海難発生状況

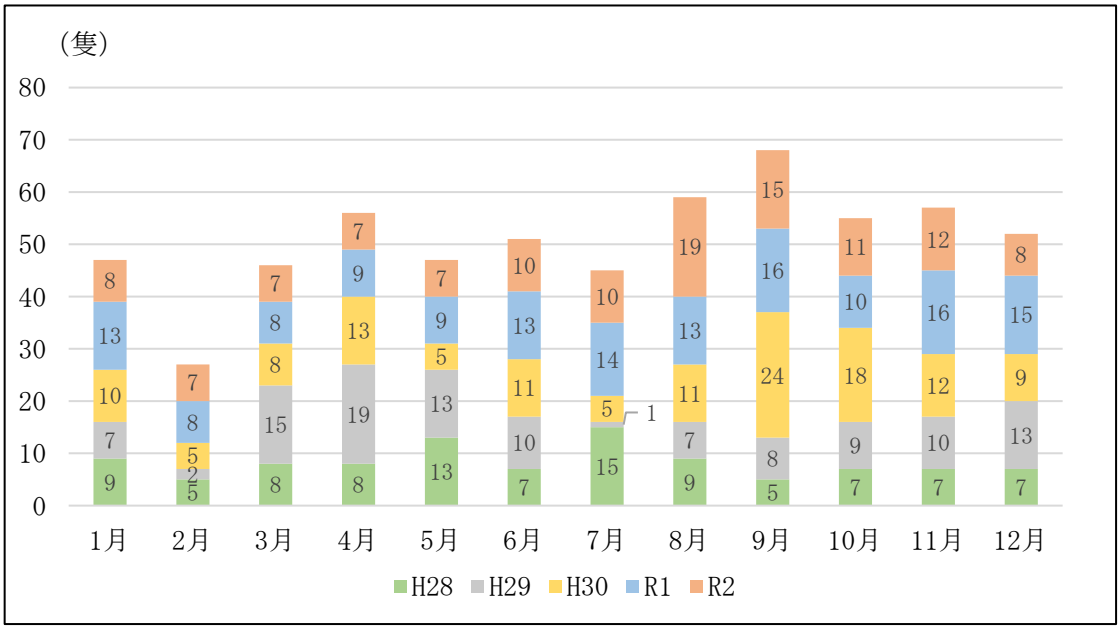

〔図3〕　月別海難発生状況

(2)　海難種類別では、運航不能が56隻（全体の46%）と最も多く、次いで衝突が34隻（同28%）、乗揚が15隻（同12%）となっている。

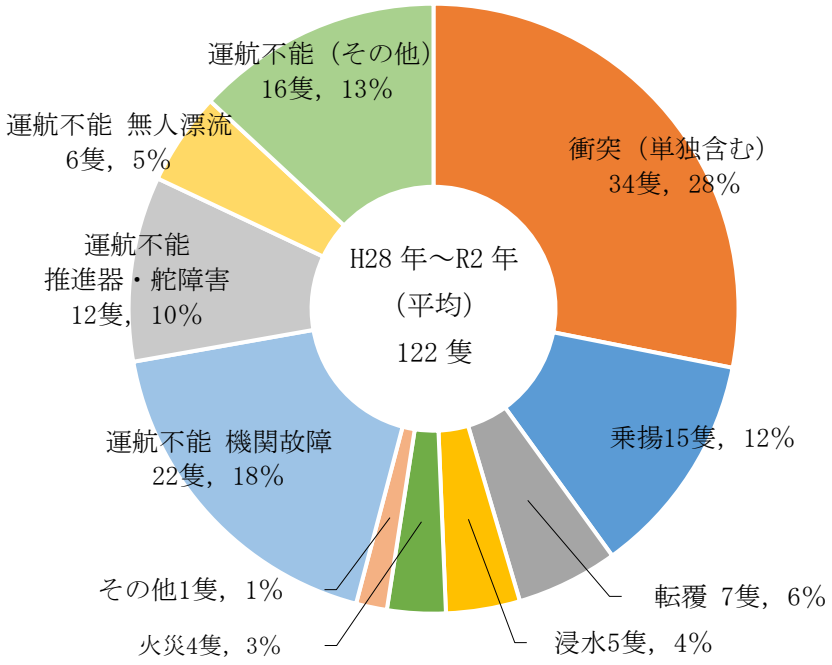

〔図4〕　海難種類別発生状況

（単位：隻）

		H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
衝突		23	27	34	52	36	34
乗揚		15	14	14	14	16	15
転覆		2	5	13	8	5	7
浸水		6	4	4	6	4	5
火災		5	6	4	2	2	4
その他		2	0	2	1	0	1
運航不能	機関故障	20	21	24	20	26	22
	推進器・舵障害	10	10	14	11	15	12
	無人漂流	3	7	7	8	5	6
	その他	14	20	15	22	12	16
合 計		100	114	131	144	121	122

〔表3〕　海難種類別発生状況

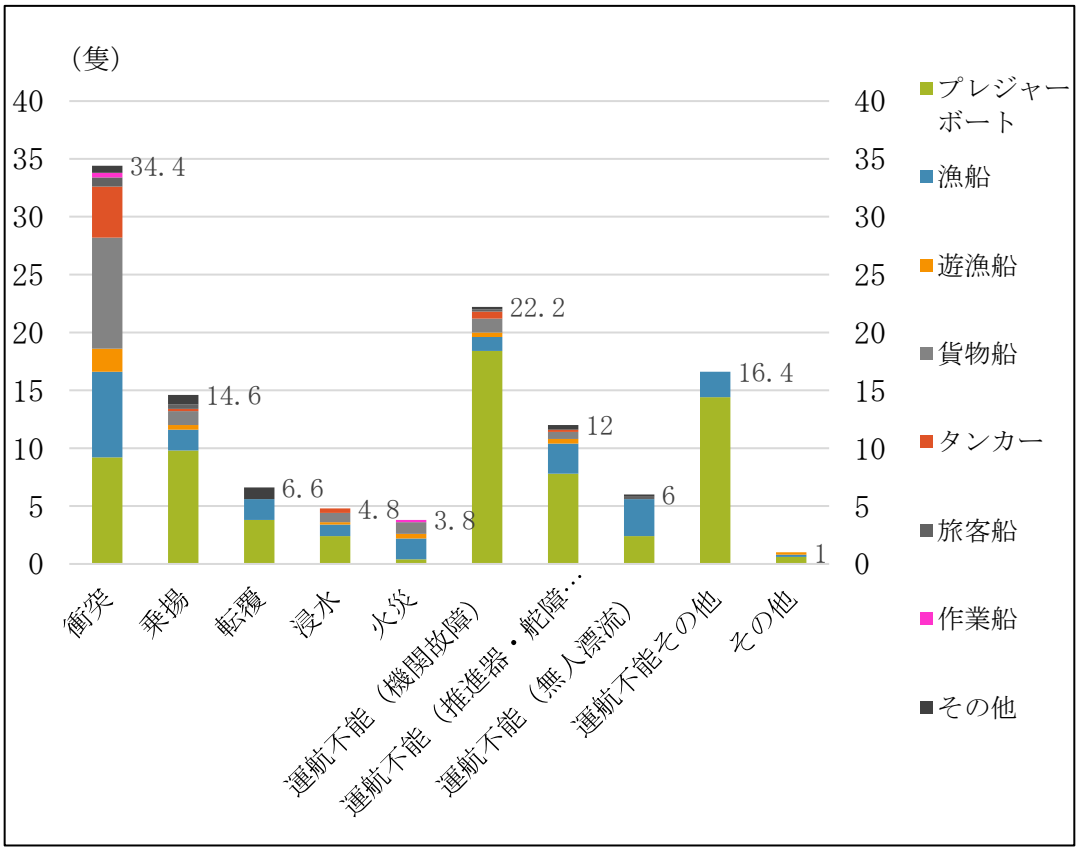

〔図5〕　船舶別の海難種類別発生状況

(3)　最も多い衝突海難の原因別では、見張り不十分が22隻（全体の65%）、操船不適切が9隻（同26%）となっている。

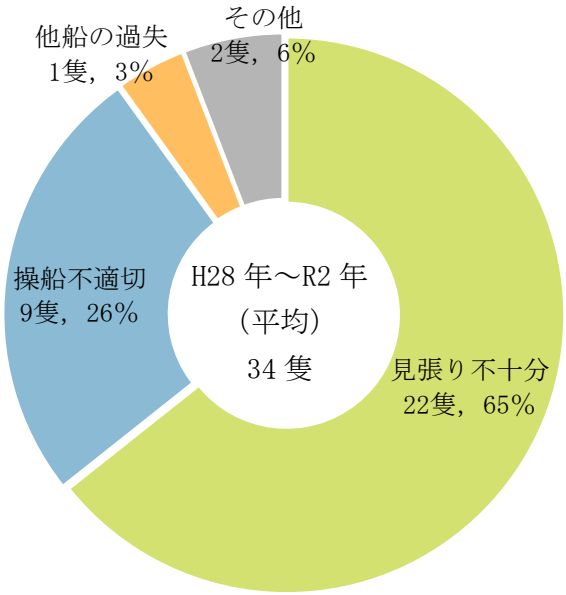

〔図6〕　衝突海難原因別発生状況

（単位：隻）

原因/年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
見張り不十分	15	15	25	31	24	22
操船不適切	6	7	9	15	7	9
他船の過失	1	0	0	4	2	1
その他	1	5	0	2	3	2
合　計	23	27	34	52	36	34

〔表4〕　衝突海難原因別発生状況

3　プレジャーボート海難の発生状況（平成28年～令和2年）

・海難種類別では機関故障が最多であり、衝突、乗揚も多く発生
・機関故障海難の原因別では整備不良が最多
・衝突、乗揚海難の原因別では見張り不十分が最多

(1)　プレジャーボート海難69隻のうち、海難種類別では運航不能（機関故障）が18隻（全体の26%）、乗揚が10隻（同15%）、衝突が9隻（同13%）となっている。

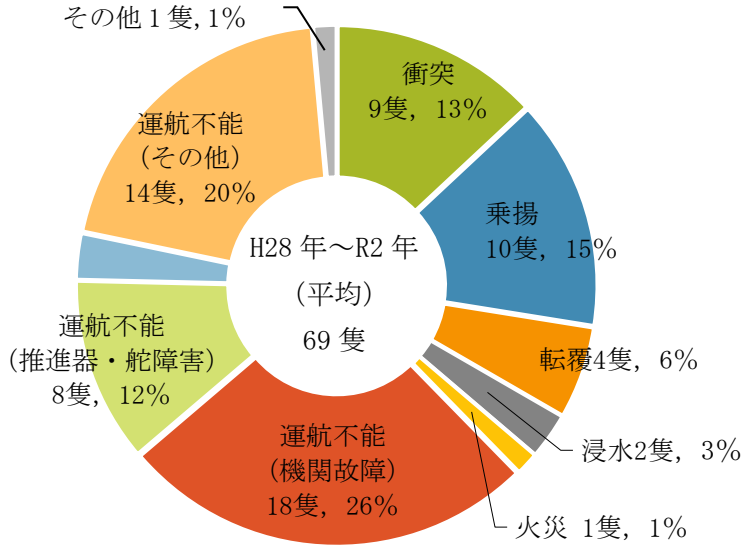

〔図7〕　プレジャーボート海難種類別発生状況

（単位：隻）

海難種類/年		H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
衝突		7	8	4	15	12	9
乗揚		11	10	6	8	14	10
転覆		0	5	7	3	4	4
浸水		5	1	1	2	3	2
火災		0	0	1	1	0	1
運航不能	機関故障	16	18	20	15	23	18
	推進器・舵障害	6	7	7	7	12	8
	無人漂流	0	3	4	3	2	2
	その他	12	18	11	19	12	14
その他		1	0	1	1	0	1
合　計		58	70	62	74	82	69

〔表5〕　プレジャーボート海難種類別発生状況

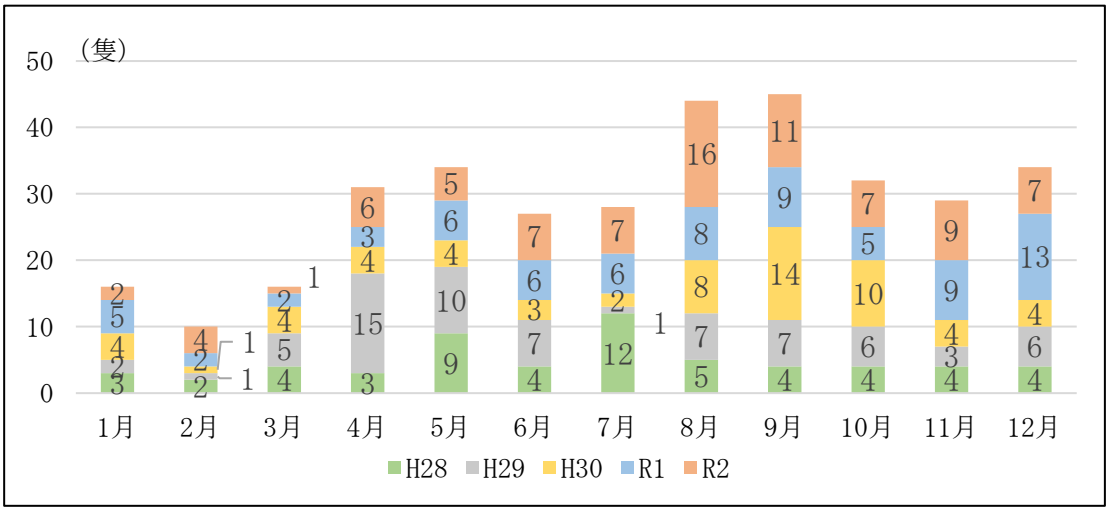

〔図8〕　プレジャーボート月別海難発生状況

(2)　機関故障海難の原因別では、整備不良が約7隻（全体の36%）、老朽衰耗が6隻（同33%）となっている。

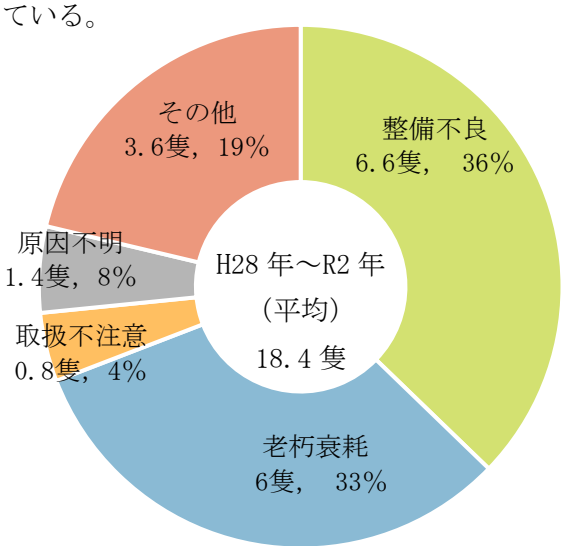

〔図9〕　プレジャーボート機関故障海難原因別発生状況

（単位：隻）

原因/年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
整備不良	3	3	6	8	13	6.6
老朽衰耗	4	8	10	3	5	6.0
取扱不注意	0	1	2	1	0	0.8
原因不明	2	3	0	2	0	1.4
その他	7	3	2	1	5	3.6
合　計	16	18	20	15	23	18.4

〔表6〕　プレジャーボート機関故障海難因別発生状況

(3)　衝突海難及び乗揚海難の原因別では、見張り不十分が9隻（全体の47%）、水路調査不十分3隻（16%）、操船不適切が3隻（16%）となっている。

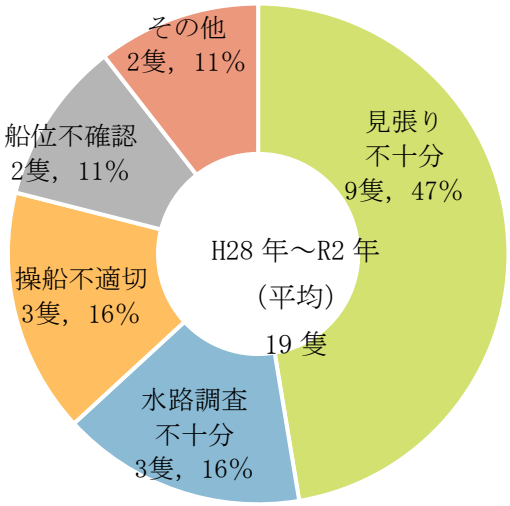

〔図10〕　プレジャーボート衝突海難及び乗揚海難原因別発生状況

（単位：隻）

原因/年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
見張り不十分	7	7	6	14	13	9
水路調査不十分	2	3	0	2	7	3
操船不適切	3	3	1	5	2	3
船位不確認	4	1	2	2	4	2
その他	2	4	1	0	0	2
合　計	18	18	10	23	26	19

〔表7〕　プレジャーボート衝突海難及び乗揚海難原因別発生状況

4　プレジャーボート海難の船種別発生状況（平成27年～令和2年）

・船種別では、モーターボート等の海難が最多。令和2年は、モーターボート等、ミニボート事故が増加。
・海難種類別では、機関故障が最多。

(1)　令和2年では、プレジャーボート海難82隻のうち、モーターボート等が57隻（全体の70%）で最も多く、次いでミニボート9隻（同11%）、水上オートバイ7隻（同9%）、ヨット5隻（同6%）となっている。

(2)　平成27年からの総計で見ると、プレジャーボート海難330隻のうち、モーターボート等が217隻（全体の66%）で最も多く、次いでヨット等35隻（同11%）、水上オートバイ31隻（同9%）、ミニボート22隻(同7%)となっている。

　また、海難種類別で見ると、機関故障が最も多く、続いて乗揚、衝突、転覆となっている。

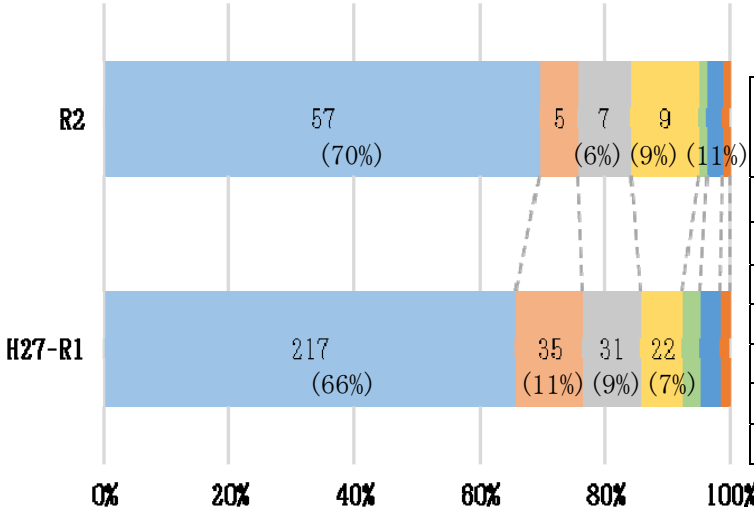

（単位：隻）

	H27～R1	R2
モーターボート等	217	57
ヨット等	35	5
水上オートバイ	31	7
ミニボート	22	9
ゴムボート	9	1
カヌー	11	2
その他	5	1

〔図11〕〔表8〕　プレジャーボート海難船種別発生状況

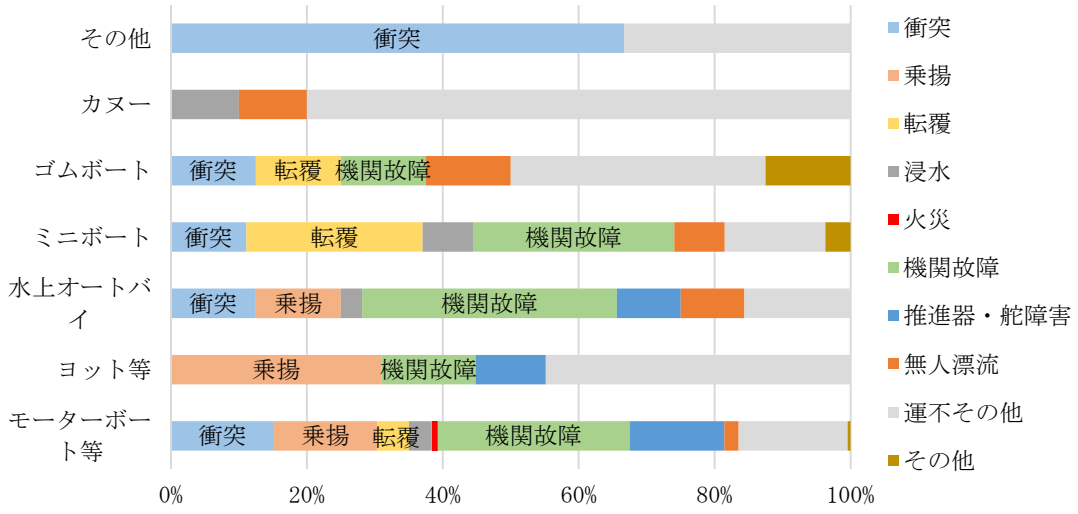

〔図12〕　プレジャーボート海難種類別発生状況

5　漁船海難の発生状況（平成 28 年～令和 2 年）

・海難種類別では衝突が最多
・衝突海難の原因別では見張り不十分が最多

(1)　漁船海難23隻のうち、海難種類別では衝突が7隻（全体の30%）、運航不能（推進機・舵障害）が3隻（同13%）、運航不能（機関故障）が2隻（同9%）となっている。

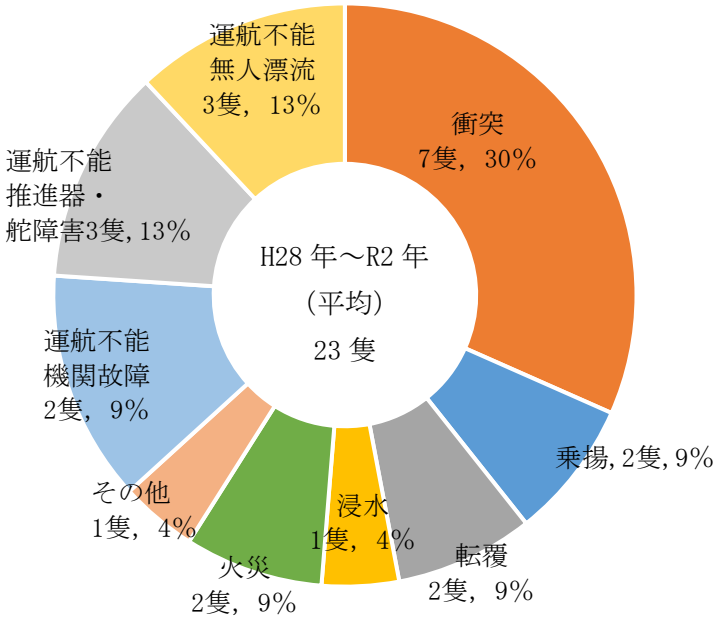

〔図13〕　漁船海難種類別発生状況

（単位：隻）

海難種類/年		H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
衝突		3	6	9	12	7	7
乗揚		2	2	3	1	1	2
転覆		2	0	2	4	1	2
浸水		0	0	2	3	0	1
火災		1	4	1	1	2	2
その他		1	1	0	3	0	1
運航不能	機関故障	1	3	4	4	1	2
	推進器・舵障害	3	4	2	4	1	3
	無人漂流	2	2	4	3	3	3
	その他	1	0	0	0	0	0
合　計		16	22	27	35	16	23

〔表9〕　漁船海難種類別発生状況

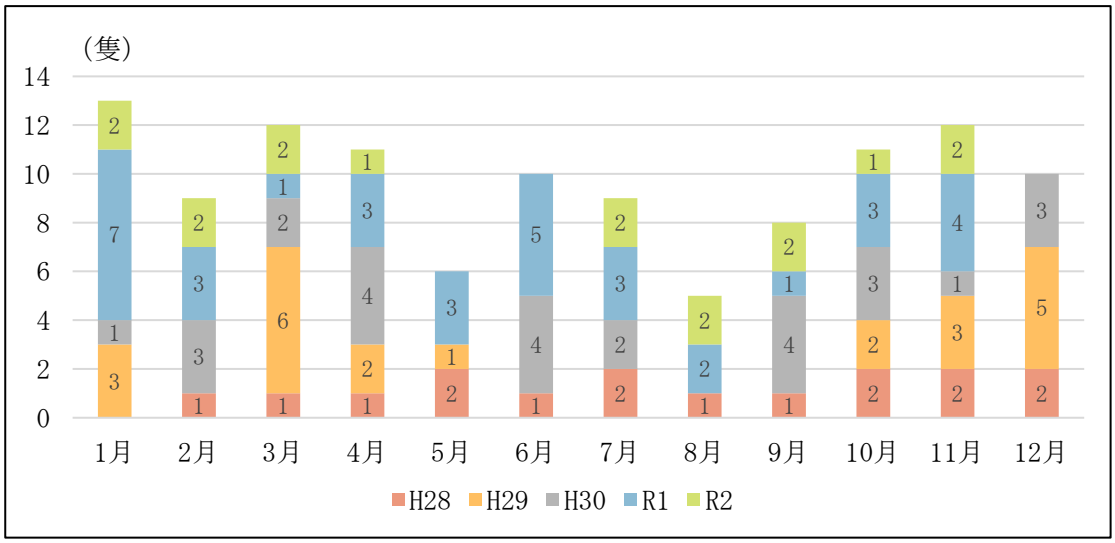

〔図14〕　月別海難発生状況

(2)　衝突海難の原因別では、見張り不十分が7隻（全体の95%）となっている。

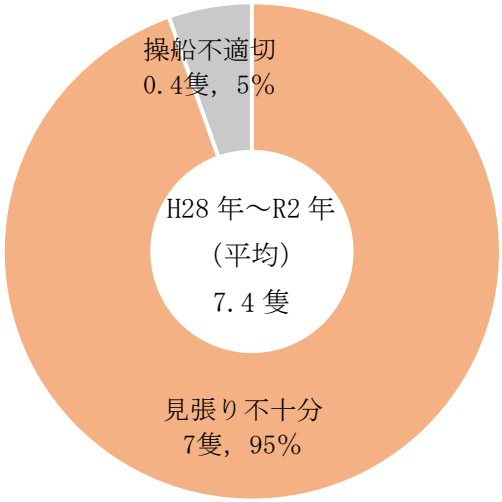

〔図15〕　漁船衝突海難原因別発生状況

（単位：隻）

原因／年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	平均
見張り不十分	3	5	9	12	6	7
原因不明	0	0	0	0	0	0
操船不適切	0	1	0	0	1	0.4
合　計	3	6	9	12	7	7.4

〔表10〕　漁船衝突海難原因別発生状況

6　走錨に起因する海難の発生状況（平成21年～令和2年）

- 平成21年～令和2年の間で走錨に起因する海難は全国で136隻発生
- 走錨に起因する海難は全国で衝突が最多、乗揚げも多く発生
- 走錨は、風速10m/secを超えると増加
- 第四管区海上保安本部管内では７件発生

(1)　全国では貨物船が最多で76隻発生次いで台船が21隻発生。第四管区海上保安本部管内では台船が最多で5隻発生している。

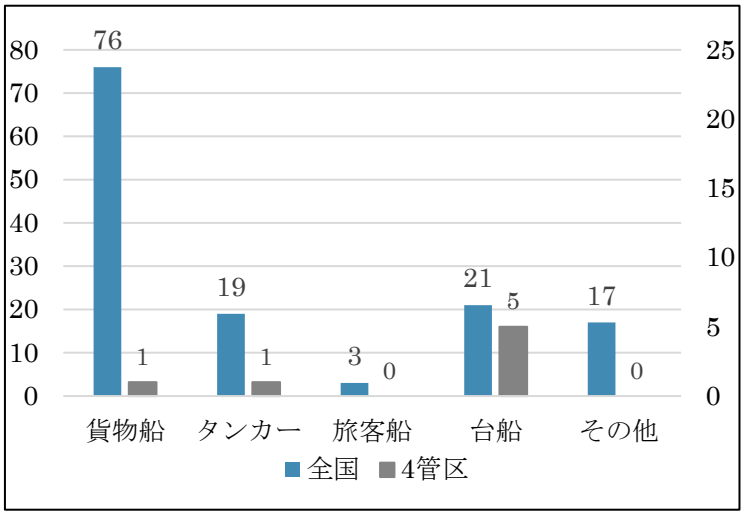

（単位：隻）

	全国	四管区
貨物船	76	1
タンカー	19	1
旅客船	3	0
台船	21	5
その他	17	0
合計	136	7

〔図16〕〔表11〕　走錨船種別発生状況
（全国と第四管区海上保安本部管内(愛知県・三重県)の比較）

(2)　走錨に起因する海難種別は、衝突が 60 隻（約 44%）、乗揚が 55 隻（約 40%）発生している。

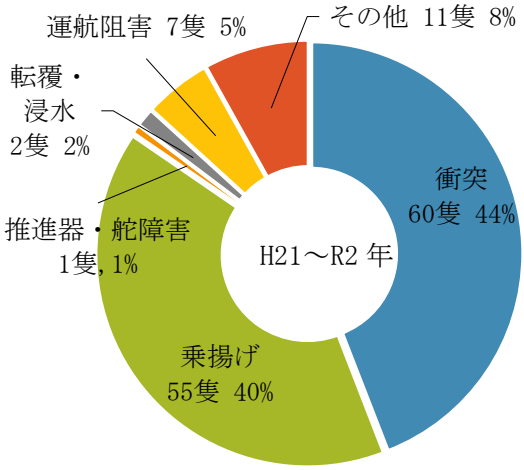

（単位：隻）

衝突	60
乗揚げ	55
推進器・舵障害	1
転覆・浸水	2
運航阻害	7
その他	11
合計	136

〔図17〕〔表12〕　走錨に起因する海難種類別発生状況（全国）

(3)　走錨事故は、風速 10m/sec を超えると増加し、15～20m/sec で 34 隻（全体の 25%）、20～25m/sec で 27 隻（同 20%）となっている。また 3,000GT 未満の船舶では、風速 5m/sec 未満の状況においても走錨事故が発生している。

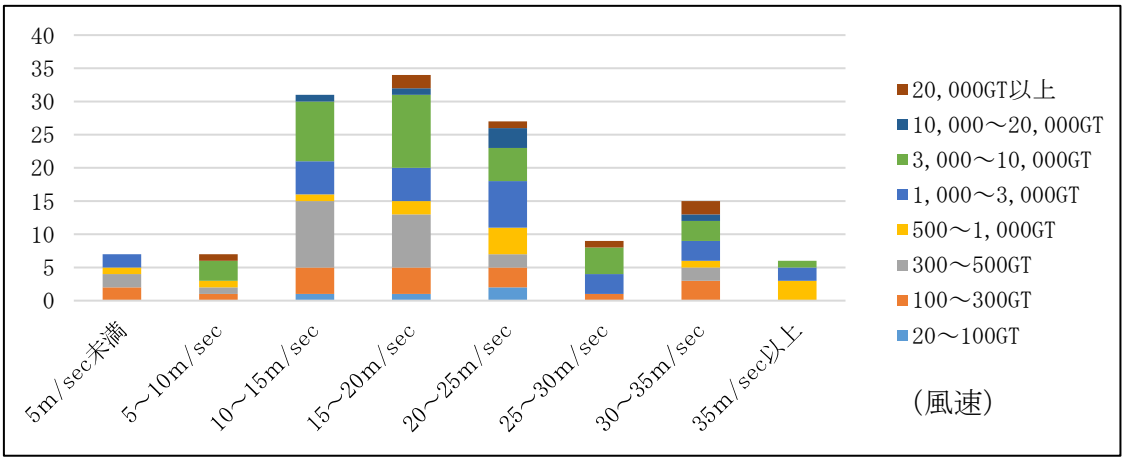

〔図 18〕　船型・風速別走錨隻数（全国）

第四管区海上保安本部管内（伊勢湾・三河湾内で外海を除く）では、7隻の走錨事故が発生しており、この7隻中5隻は知多湾において、まとまって錨泊していた無人の台船5隻が台風の影響により一斉に走錨し、付近沿岸に乗揚げたもの。

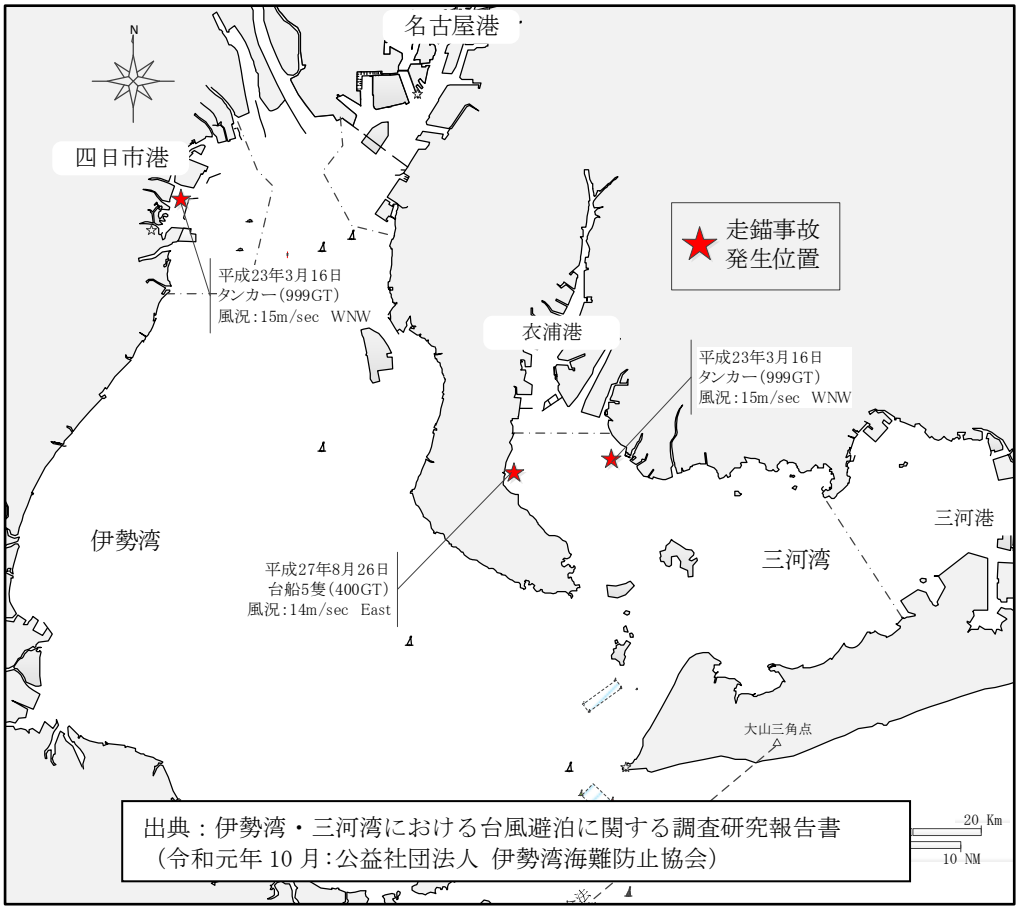

出典：伊勢湾・三河湾における台風避泊に関する調査研究報告書
（令和元年 10 月:公益社団法人 伊勢湾海難防止協会）

〔図 19〕　第四管区海上保安本部管内（愛知県・三重県）走錨事故発生位置図

7　海中転落者のライフジャケット着用・非着用による生存率（平成28～令和2年）

・ライフジャケット着用者の生存率は高い
・ライフジャケット非着用者の生存率は約4割

(1)　漁船、遊漁船及びプレジャーボートから海中転落した者のうちライフジャケット着用者は35人であり、そのうち生存していた者は、28人（全体の80%）となっている。

(2)　漁船、遊漁船及びプレジャーボートから海中転落した者のうちライフジャケット非着用者は29人であり、そのうち生存していた者は、12人（全体の41%）となっている。

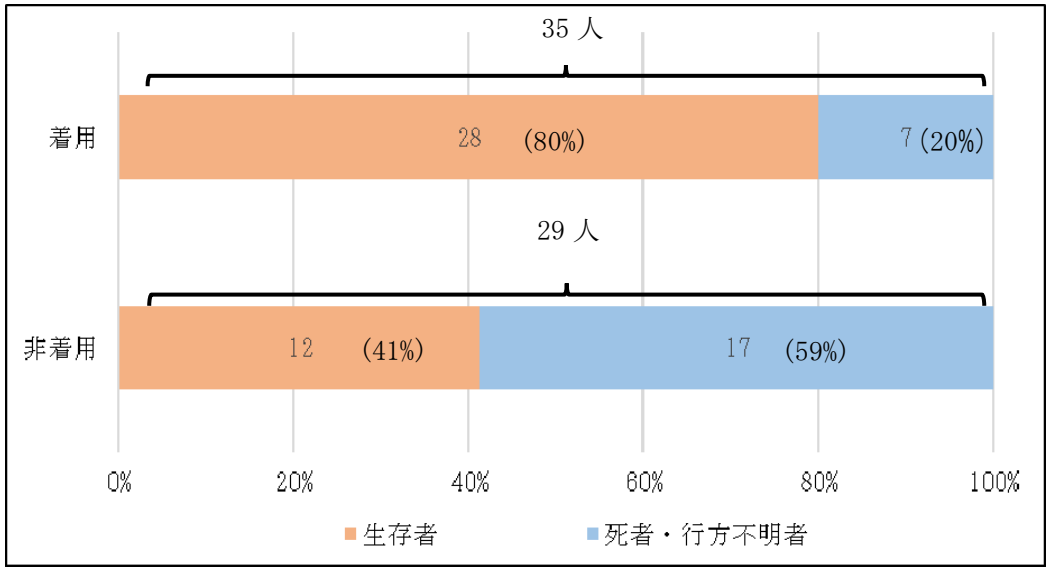

〔図 20〕　海中転落者のライフジャケット着用・非着用による死亡率・生存率

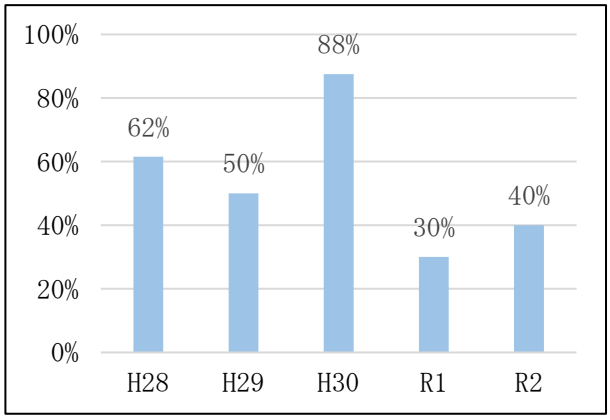

	H28	H29	H30	R1	R2
着用	16	5	7	3	4
非着用	10	5	1	7	6
合計	26	10	8	10	10
割合	62%	50%	88%	30%	40%

〔図 21〕〔表 13〕
海中転落者のライフジャケット着用率（漁船、遊漁船、プレジャーボート）

8　マリンレジャーに伴う海浜事故の発生状況（平成27～令和2年）

・平成27年からの総計で見ると、遊泳中の事故が最多。
・令和2年は、釣り中の事故が最多。
・月別で見ると、7月から9月が最も多い。

(1)　令和2年のマリンレジャーに伴う海浜事故57人のうち、活動別では釣り中が25人（同44%）で最も多く、次いでサーフィン中が13人（同23%）、遊泳中が4人（同7%）、磯遊び中が4人（同7%）となっている。

(2)　平成27年からの総計で見ると、遊泳中の事故が全体の32%を占め、次いでサーフィン中の事故が同24%、釣り中の事故が同23%となっている。

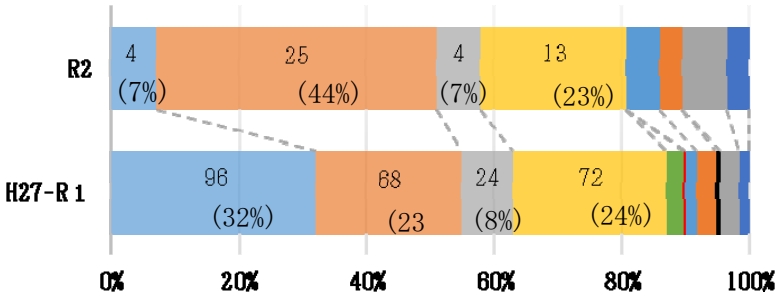

〔図 22〕〔表 14〕
マリンレジャーに伴う海浜事故の発生状況

（単位：人）

	H27-R1	R2
遊泳中	96	4
釣り中	68	25
磯遊び中	24	4
サーフィン中	72	13
ボードセーリング中	8	0
スクーバダイビング中	1	0
ウェイクボード中	5	3
ＳＵＰ中	9	2
カイトサーフィン中	2	0
トーイング遊具中	9	4
その他	5	2

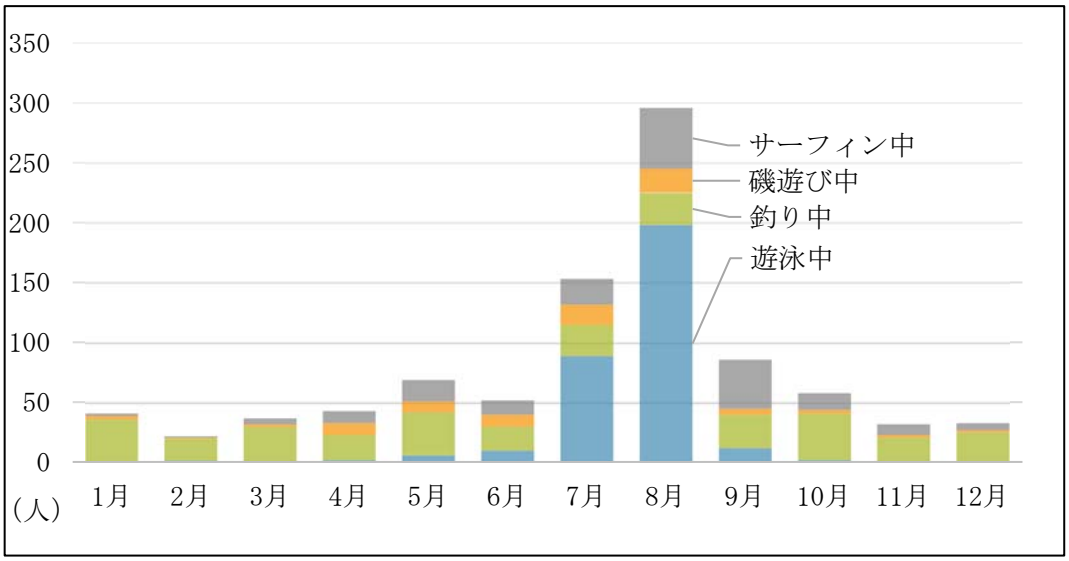

〔図 23〕　月別マリンレジャーに伴う海浜事故
（遊泳中、釣り中、磯遊び中、サーフィン中）

参考〈海難の種類〉

イ	衝突 （単独衝突を含む）	船舶同士の衝突及び岸壁等への衝突
ロ	乗揚	海岸や岩礁への乗揚のほか、定置網等の漁業施設への乗揚を含む
ハ	転覆	船舶が90度以上傾斜して復元しない状態
ニ	浸水	船外から海水等が浸入し、航行できない状態
ホ	火災	船舶又は積荷の火災
ヘ	爆発	船舶の積荷、燃料等の爆発
ト	運航不能	運航に必要な設備の故障、燃料等の欠乏等により船舶の航行に支障が生じたこと
	(ｲ)機関故障	主機等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたこと
	(ﾛ)推進器・舵障害	推進器及び推進軸が、脱落し、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたこと又は舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたこと
	(ﾊ)無人漂流	係留索の解らん又は切断による船体の漂流又は操船者の海中転落による船体の漂流等
	(ﾆ)その他	(ｲ)～(ﾊ)に属さないもの
チ	その他	イ～トのいずれにも属さないもの

令和３年度　伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会

本協議会では、平成 29 年度から 7 月に年次総会を開催することを恒例としていたが、今年度においても、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、総会の開催を中止し、書面開催により、令和 3 年度の協議会の運営に係る事項について諮問し、書面決議の結果、別表に示す構成員全員から下記事項に係る内容の承認を得た。

記

１　令和 3 年度の会長について

本協議会では、平成 18 年の設立時より、愛知県漁連会長と三重県漁連会長が年度毎に交代して本協議会会長に就任しており、令和 3 年度においては三重県漁業協同組合連合会代表理事会長の湯浅雅人氏を選出した。

２　会計について

本協議会の会計に係る令和 2 年度収支決算並びに、令和 3 年度収支予算（案）については、事務局の提案のとおり承認された。

また、現下のコロナウイルス感染症の影響により、新たな事業展開が見込めない状況にあることから、令和 3 年度の会費の納入は凍結することを提案し、承認を得た。

３　令和 3 年度事業計画について

(1) 簡易型 AIS 搭載モデル事業の推進

本事業は、平成 26 年度から継続的に実施しており、令和 3 年度においても実施することで承認された。（図 1～図 3 参照）

(2) 相互理解を深めるための活動の提案

本協議会規約第 4 条では、協議事項及び活動について「各異業種の共存共栄・互助精神に基づく相互理解を深め、船舶航行、操業、作業等における安全性と効率性の向上を図るための意見、問題点、対応等について協議するとともに主として次の各号について実施する。」とし、実施する活動を列記している。

現下の新型コロナウイルス感染症が収束し、平時の状態に戻ることを前提として、協議会構成員の相互理解を深めるための活動（例：意見交換会の開催・施設見学等）を実施することを提案し、承認を得た。

伊勢湾・三河湾海域利用者航行安全協議会名簿　【別表】

愛知県漁業関係団体 （13 団体）	愛知県漁業協同組合連合会、同知多支部、同西三支部、同東三河支部、愛知県しらす・いかなご船びき網連合会、愛知県ぱっち網漁業者組合、愛知県まき網漁業者協会、愛知県外海底びき網漁業協会、三河湾まめ板網漁業協会、愛知県まめ板網漁業者組合、愛知県源式網漁業者組合、師崎水道航行安全対策協議会、（公財）愛知県水産業振興基金
三重県漁業関係団体 （11 団体）	三重県漁業協同組合連合会、桑名漁業協同組合連合会、四日市市漁業協同組合、鈴鹿市漁業協同組合、中南勢組合長会、伊勢湾漁業協同組合、鳥羽磯部漁業協同組合、三重県ばっち網漁業協同組合、三重県船びき網漁業組合、三重県小型機船底びき網協議会、（一財）三重県漁業操業安全協会
海事関係団体 （17 団体）	伊勢三河湾水先区水先人会、名古屋海運協会、名古屋港運協会、伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会、全国内航タンカー海運組合東海支部、中部沿海海運組合、東海内航海運組合、東海北陸旅客船協会、伊勢湾三河湾タグ協会、四日市港作業船けい船協議会、名古屋外国船主代理店会、名古屋日本船代理店会、四日市船舶代理店会、蒲郡船舶代理店会、豊橋港船舶代理店会、衣浦港船舶代理店会、（公社）伊勢湾海難防止協会
行政機関 （7 機関）	国土交通省中部運輸局、国土交通省中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部、愛知県農業水産局、三重県農林水産部、名古屋港管理組合、四日市港管理組合

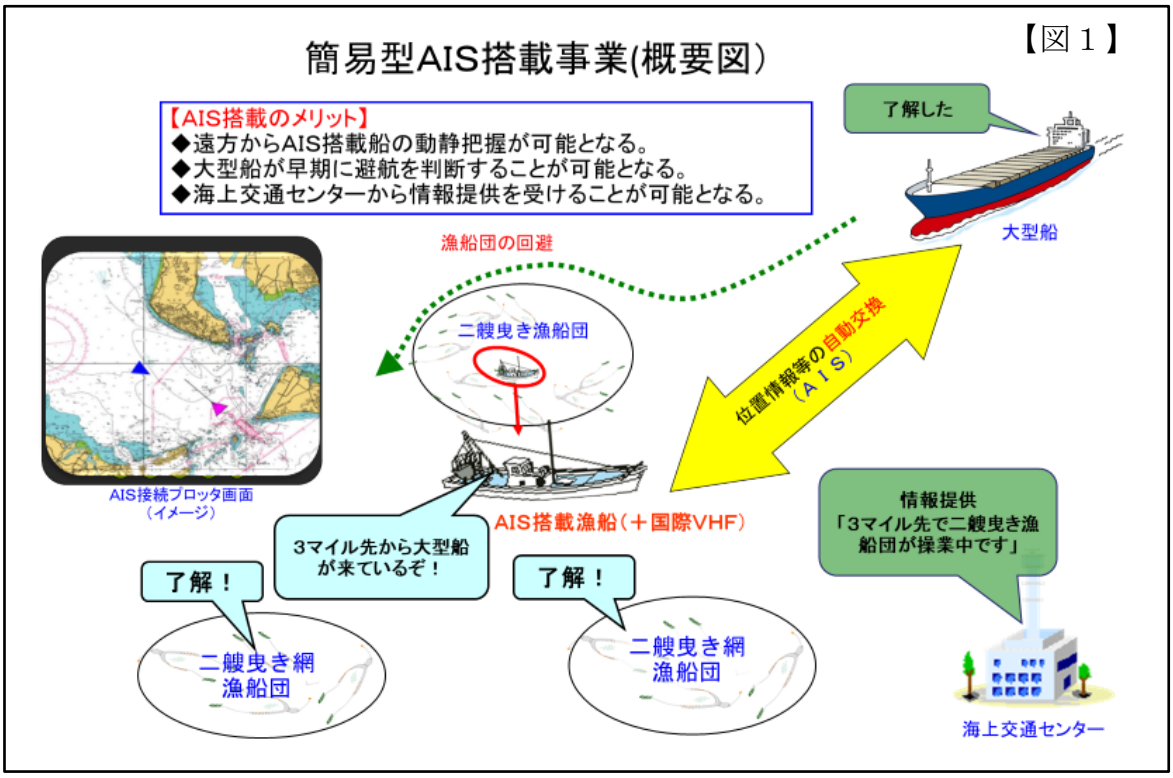

二そう曳き漁船の操業情報の収集及び提供体制　【図２】

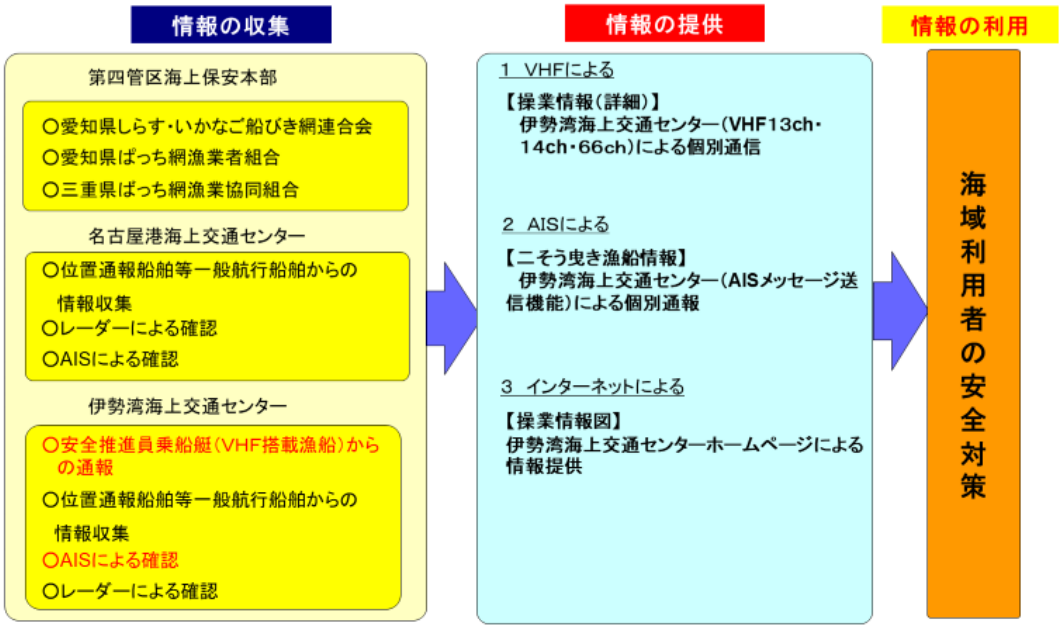

国際VHF/簡易型AIS搭載船一覧　【図３】

船　名	所属漁協	国際VHF無線		簡易型AIS	
		設置年	型式	設置年	型式
第15大漁丸	豊浜漁協	H23.2	icomIC-M504	H27.3	送受信機：SA-2000 ﾌﾟﾛｯﾀｰ：FEG-1041 （ｾﾞﾆﾗｲﾄﾌﾞｲ製）
第21かぎや丸	鈴鹿市漁協	H23.2	icomIC-M504	H27.3	送受信機：SA-2000 ﾌﾟﾛｯﾀｰ：FEG-1041 （ｾﾞﾆﾗｲﾄﾌﾞｲ製）
第18姫島丸	篠島漁協	H23.3	icomIC-M504	H28.8	送受信機：FA-50 ﾌﾟﾛｯﾀｰ：GP-1670F （ﾌﾙﾉ製）
第13かぎや丸	鈴鹿市漁協	H23.2	icomIC-M504	H28.8	送受信機：FA-50 ﾌﾟﾛｯﾀｰ：GP-1670F （ﾌﾙﾉ製）
第2丸俊丸	師崎漁協	H23.1	icomIC-M504	H29.4	送受信機：SA-2000 ﾌﾟﾛｯﾀｰ：FEG-1041 （ｾﾞﾆﾗｲﾄﾌﾞｲ製）

船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討

〈日本海事センター補助事業〉

1　調査検討の背景

(1)　近年、台風等の異常気象が頻発、激甚化する中、東京湾、大阪湾等の船舶が輻輳する海域において、走錨した船舶が臨海部の施設や他の船舶に衝突する事案が複数発生している。

かかる事象の発生を受け、海上保安庁においては、特に勢力の強い台風の直撃が予想される等の場合に、風の影響を強く受ける大型の船舶に湾外その他安全な海域への避難を促し、走錨に起因する事故の防止を図るため、海上交通安全法の一部を改正して、「湾外避難等の勧告制度」を創設することとしている。

この法律改正では、湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置を求めており、同協議会では、湾外避難等の勧告制度の運用に関し、対象船舶や勧告発出のタイミング等について協議することになる。

(2)　上記の「湾外避難等の勧告制度」が適用される海上交通安全法の対象海域は、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海であり、当地方の伊勢湾に隣接する三河湾は同法律の対象外となっており、法律に基づき同勧告制度を適用することができない。

三河湾内には重要港湾である三河港、衣浦港があり、同港に出入りする船舶は伊良湖水道から伊勢湾を経由して入出港する実態にあり、船舶交通の安全確保の観点から、三河湾は伊勢湾に接続する一体的な水域として捉えられているのが現状である。また、三河湾は渥美半島と知多半島に囲まれた閉鎖的な海域であることから、台風来襲時には、三河港等への入港待ちの船舶に加え、伊勢湾内の港湾や湾外（外洋）から避難してくる船舶の避難場所として、多数の錨泊船舶による混雑が常態化し、航行密度が非常に高い海域となっている。

(3)　このような三河湾の状況を踏まえると、特に勢力の強い台風の直撃等による走錨事故の危険性は、伊勢湾のみならず、三河湾において危惧されるところであり、加えて、伊勢湾における湾外避難勧告の発出により、三河湾における錨泊船舶が増加することも考えられる。

よって、台風来襲時の三河湾内における船舶の安全な避泊と走錨に起因する事故防止の観点から、伊勢湾において「湾外避難等勧告」が発出された場合の三河湾内における上記勧告に類する湾外避難等の在り方、運用について検討しておく必要がある。

2　調査検討の目的

前記を踏まえ、第四管区海上保安本部では、湾外避難勧告制度の円滑な運用を図るため、伊勢湾はもとより、三河湾においても同制度を準用する方針を示し、「伊勢湾・三河湾台風等対策協議会」を設置することとしている。

本調査検討では、伊勢湾・三河湾における台風等異常気象時の走錨等に起因する事故防止対策として、特に勢力の強い台風の直撃等が予想される場合の湾外避難等に関する同協議会の運用と湾外避難等の基準を取りまとめることを目的とした。

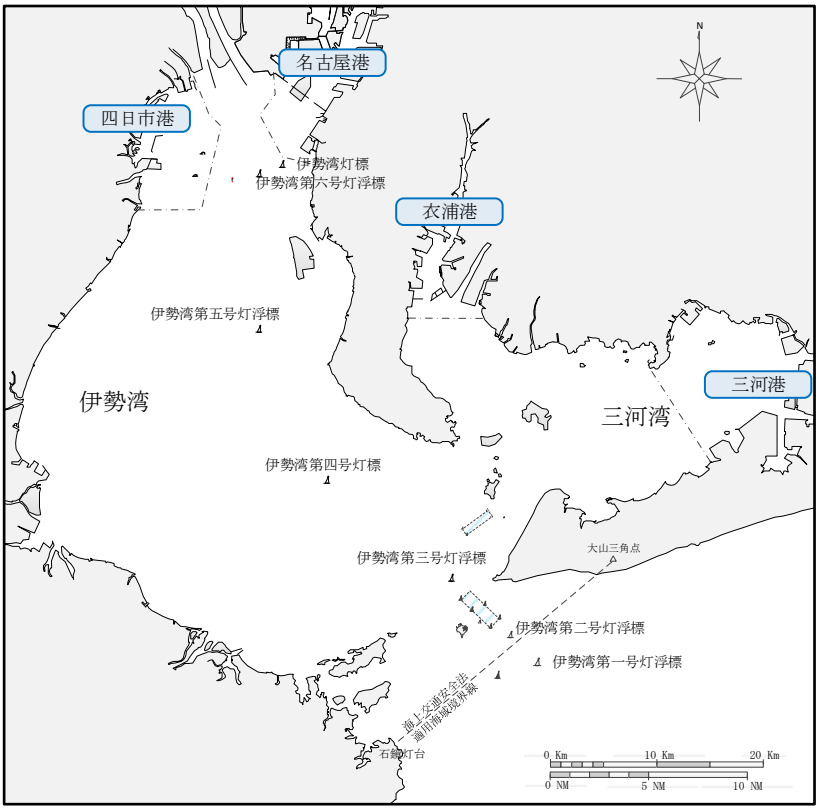

〈検討対象海域図〉

3　調査方法

本調査については、海事関係者、海域利用者及び関係官公庁職員等により構成する「船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討委員会」を設置して検討を行った。委員会の構成メンバーは、次のとおりである。

（敬称略・順不同）※括弧内は前任者

委員長	伊勢湾海難防止協会会長　吉川廣一
委　員	伊勢三河湾水先区水先人会副会長　町　裕次
	名古屋海運協会港務委員長　相原隆志（久原真幸）
	名古屋日本船代理店会業務委員長　山口　淳
	名古屋外国船主代理店会業務委員長　丹羽千城
	全国内航タンカー海運組合東海支部事務局長　高橋道男
	中部沿海海運組合専務理事　吉村　剛
	伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会会長　若本　明（春井啓克）
	名古屋港台風・地震津波対策委員会委員長　小林勝次
	衣浦港台風・地震津波等対策委員会委員長　浅井吉文
	三河港台風・地震津波対策委員会委員長　山田俊郎
	四日市港台風等対策委員会委員長　谷水一隆
	鳥羽地区台風・地震津波対策委員会委員長　永富洋一
関係官公庁	中部運輸局海上安全環境部長　髙田喜寛
	中部地方整備局港湾空港部長　中原正顕（山本大志）

	名古屋地方気象台長　中三川　浩 第四管区海上保安本部長　永家邦幸 愛知県都市・交通局長　森　哲也 三重県県土整備部長　水野宏冶 名古屋港管理組合港営部長　前田功憲 四日市港管理組合経営企画部長　髙野吉雄 愛知県衣浦港務所長　内藤裕司 愛知県三河港務所長　渡邊恒博

4　委員会の開催状況

委員会は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は3密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

(1)　第1回委員会

第1回委員会は、令和3年5月17日(月)名古屋港湾会館3階第2会議室において、委員長等31名の出席を得て開催した。

会議では、事業計画を承認すると共に、海上交通安全法等の一部改正、法定協議会の設置、湾外避難勧告等の考え方、伊勢湾・三河湾における荒天時の走錨に起因する事故対策の現状について確認し、伊勢湾における湾外避難勧告等の運用、三河湾における走錨対策、船舶の湾外避難等の対策について検討を行った。

【第1回委員会開催状況】

(2)　第2回委員会（最終委員会）

第2回委員会は、令和4年2月10日(木)名古屋港湾会館2階第1会議室において、委員長等27名の出席を得て開催した。

会議では、アンケート調査結果、湾外避難勧告等の発令状況について報告し、湾外避難勧告等の改正案、三河湾における錨泊自粛海域の設定案に検討し、新たな勧告基準及び錨泊自粛区域について承認を得た。

【第 2 回委員会開催状況】

5　結論（承認事項）

(1)　湾外避難等の勧告基準

調査検討委員会の審議において承認された湾外避難等の勧告基準は次のとおりである。

なお、この基準は、海事関係者、関係行政機関で構成される「伊勢湾・三河湾台風等対策協議会」（別添参照）において運用されることとなっている。

また、この基準等については、第四管区海上保安本部、伊勢湾海上交通センター、名古屋港海上交通センターのホームページに掲載され、当協会ホームページにも掲載する。

伊勢湾・三河湾における湾外避難等の勧告基準

1　湾外避難等の発令・解除基準

1.1　伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告

伊勢湾が台風（中心付近の最大風速が 40m/sec 以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る 24 時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難勧告及び入湾回避勧告を発出するものとする。ただし、夜間の場合は、日没 24 時間前までに同勧告を発出するものとする。

1.2　三河湾における湾外避難及び入湾回避に関する注意情報

三河湾（知多湾を含む。以下同じ）が台風（中心付近の最大風速が 40m/sec 以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る 24 時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報を発出するものとする。

また、三河湾が同基準に該当しない場合であっても、伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避の発令・解除に合わせて、同注意情報の発出・解除を行う。

ただし、何れも、夜間の場合は、日没 24 時間前までに発出するものとする。

2　対象船舶

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ 160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ 200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く）※	総トン数５万トン以上
液化ガスタンカー　※	総トン数２万５千トン以上

【対象外】

1.　定期航路を航行する内航船舶
2.　航行区域が「平水」「沿海」又は「限定沿海」の船舶
3.　乗客乗船中の客船又はフェリー（大型クルーズ船を含む）

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船を指す。

3　伊勢湾における勧告の内容

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶は除く。

4　三河湾における注意情報の内容

種　類	内　容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない三河湾外の海域へ避難すること。但し、台風の影響の少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない三河湾外の海域へ避難する船舶は除く。

(2)　三河湾における錨泊自粛区域

三河湾における避泊船と通航船の安全を確保するため、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報を発出している間は、現行の錨泊自粛区域（常時適用）に加え、同区域東端（海上交通安全法適用海域境界）から三河港豊橋航路までの通航帯を錨泊自粛区域とする。

三河湾において、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報が発出されている間は、次の各点を結んだ区域内における錨泊を自粛すること。

ア点　北緯 34 度 37 分 43 秒　東経 136 度 58 分 39 秒

イ点　北緯 34 度 40 分 47 秒　東経 137 度 03 分 47 秒

ウ点　北緯 34 度 43 分 31 秒　東経 137 度 12 分 21 秒

エ点　北緯 34 度 43 分 12 秒　東経 137 度 12 分 38 秒

オ点　北緯 34 度 40 分 25 秒　東経 137 度 03 分 55 秒

カ点　北緯 34 度 37 分 25 秒　東経 136 度 58 分 55 秒

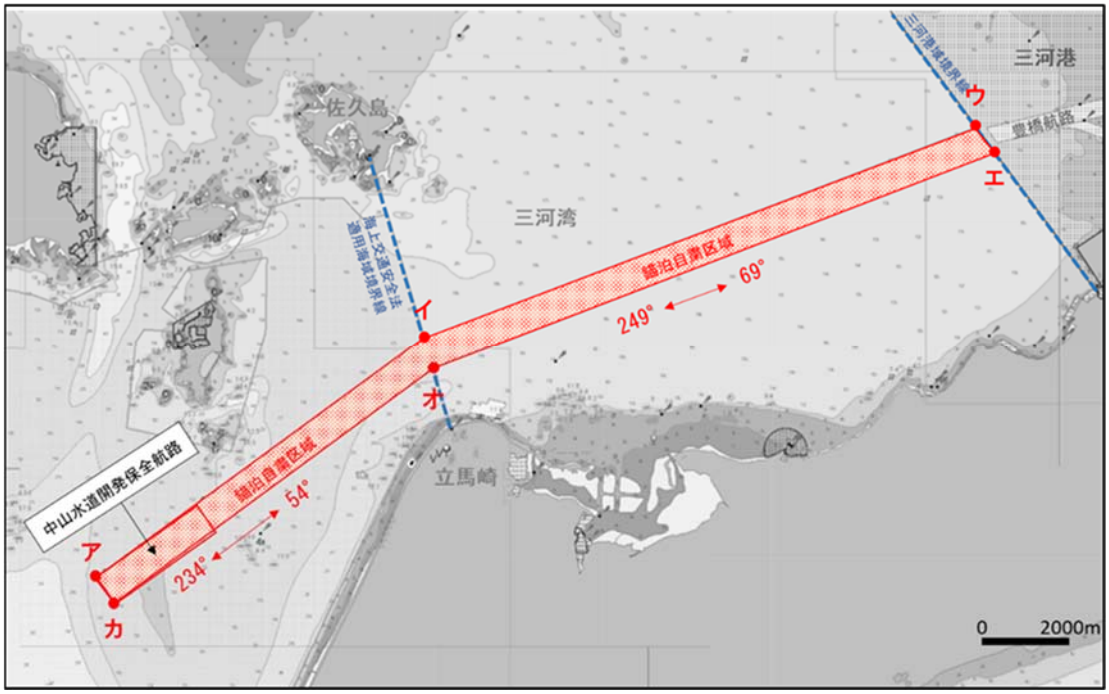

【錨泊自粛区域図】

6　周知リーフレット

周知リーフレットは、第四管区海上保安本部 HP・伊勢湾海上交通センターHP・名古屋港海上交通センターHP に掲載され、当協会 HP にも掲載する。

2022. 4. 1更新

伊勢湾・三河湾における湾外避難勧告

第四管区海上保安本部長から湾外避難及び入湾回避に関する勧告や注意情報が発出された場合、対象船舶は、台風の影響が少ない湾外等の安全な海域に避難して下さい。

1. 対象海域

伊勢湾（海上交通安全法適用海域）三河湾（知多湾を含む。）

2. 対象船舶

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く。）※	総トン数5万トン以上
液化ガスタンカー　※	総トン数2万5千トン以上

【対象外】

① 定期航路を運航する内航船舶

② 航行区域が「平水」「沿海」又は「限定近海」の船舶

③ 乗客乗船中の客船又はフェリー（大型クルーズ船を含む。）

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船

3. 伊勢湾（勧告）

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む。）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない伊勢湾外の海域へ避難して下さい。 ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航行を含む。）することができる船舶を除きます。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避して下さい。 ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航行を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶を除きます。

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会（事務局：第四管区海上保安本部）

4．三河湾（注意情報）

種類	内容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない三河湾外の海域へ避難して下さい。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除きます。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避して下さい。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難する船舶を除きます。

5．錨泊自粛区域

三河湾を対象とする注意情報が発出されている間は、次の各点を結んだ区域内における錨泊を自粛して下さい。

ア点　北緯34度37分43秒　東経136度58分39秒
イ点　北緯34度40分47秒　東経137度03分47秒
ウ点　北緯34度43分31秒　東経137度12分21秒
エ点　北緯34度43分12秒　東経137度12分38秒
オ点　北緯34度40分25秒　東経137度03分55秒
カ点　北緯34度37分25秒　東経136度58分55秒

【錨泊自粛区域図】

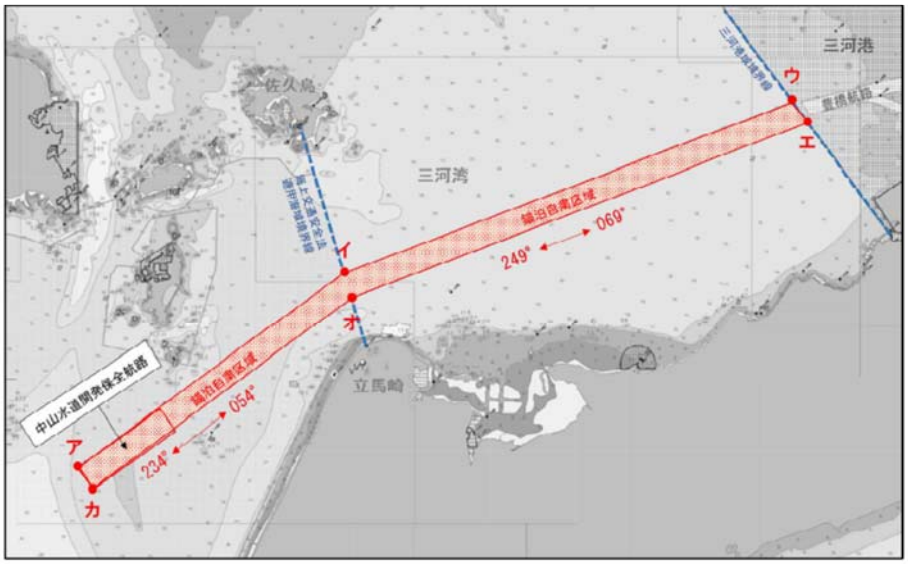

お問合せ先　第四管区海上保安本部交通部航行安全課　電話052-661-1611（代）

2022.4.1

[RECOMMENDATION] Evacuation from Ise Bay and Mikawa Bay

When 4th Coast Guard regional Headquarters Commander issues a [RECOMMENDATION] or [NOTICE] for evacuation because of typhoon, Designated vessels should evacuate from Ise Bay and Mikawa Bay to a safe area (outside) with little influence from the typhoon.

1. Designated Area

   Ise Bay (applied Act on Maritime Traffic Safety) and Mikawa Bay (incl. Chita Bay)

2. Designated Vessels

Type	Size
PCC (Pure Car Carrier)	LOA 160m <
Container Ship	
Gas Tanker	
Tanker	
Cruise ship	LOA 200m <
Cargo ship	
Vessel with dangerous cargo on board ※	50,000 GT <
Gas Tanker ※	25,000 GT <
※ as Special vessels carrying dangerous cargo (Regulation for Enforcement of the Act on Maritime Traffic Safety)	
【NOT APPLICABLE】 ① Domestic liner vessel ② Vessel whose navigation area is [smooth water], [coasting area] or [limited grater coasting area] ③ Ferry with passengers (including Cruise Ship)	

3. Ise Bay (RECOMMENDATION)

Type	Detail
Evacuation from Ise Bay to outside	Designated vessels in Ise Bay should evacuate from Ise Bay to a safe area (outside) with little influence of the typhoon in the early stage. However, vessels that are able to stay safely in the area with little influence of the typhoon in Ise Bay are excluded.
Refrain from entering to Ise Bay	Designated vessels that are going to enter Ise Bay should refrain from entering Ise Bay. However, vessels that are able to stay safely in the area with little influence of the typhoon in Ise Bay, or vessels that can evacuate to outside of Ise Bay in the early stage are excluded.

Council for typhoon in Ise Bay & Mikawa Bay (4th Regional Coast Guard Headquarters)

4. Mikawa Bay (NOTICE)

Type	Detail
Evacuation from Mikawa Bay to outside	Designated vessels in Mikawa Bay (incl. Chita Bay) should evacuate from Mikawa Bay to a safe area (outside) with little influence of the typhoon in the early stage. However, vessels that are able to stay safely in the area with little influence of the typhoon in Mikawa Bay are excluded.
Refrain from entering to Mikawa Bay	Designated vessels that are going to enter Mikawa Bay should refrain from entering Mikawa Bay. However, vessels that are able to stay safely in the area with little influence of the typhoon in Mikawa Bay, or vessels that can evacuate to outside of Mikawa Bay in the early stage are excluded.

5. No anchoring

During NOTICE is issued in Mikawa Bay,
refrain from anchoring at this area.

a : 34-37-43 N 136-58-39 E
b : 34-40-47 E 137-03-47 E
c : 34-43-31 E 137-12-21 E
d : 34-43-12 E 137-12-38 E
e : 34-40-25 E 137-03-55 E
f : 34-37-25 E 136-58-55 E

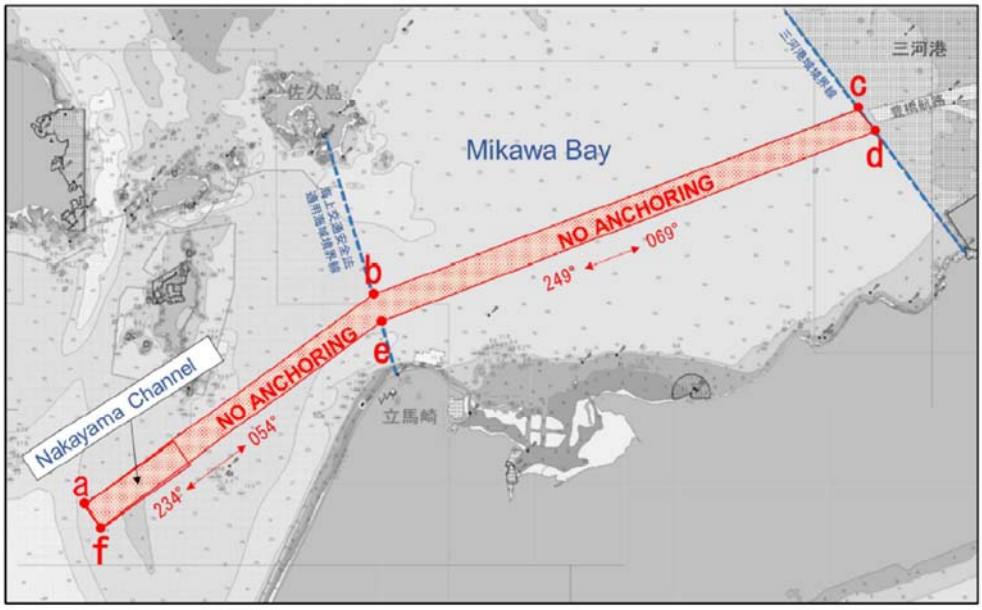

4th Regional Coast Guard Headquarters Navigation Safety Division TEL : 052-661-1611

7　参考（伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会則・会員構成）

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会則

（設置等）
第１条　伊勢湾及び三河湾における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）による船舶交通の危険の防止に関し必要な協議を行うため、海上交通安全法第３５条第１項の規定に基づき、伊勢湾・三河湾台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。
①　異常気象等に関する情報の共有
②　台風等の異常気象等により予想される伊勢湾及び三河湾に在る船舶への影響
③　安全な避難時期及び避難方法
④　走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
⑤　勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
⑥　その他協議会の目的達成に必要な事項

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別紙１に掲げる者をもって構成する。
２　協議会に会長１名及び副会長若干名を置く。
３　会長及び副会長は、会員の互選により決定するものとし、それぞれ任期は５年とする。ただし、重任を妨げない。
４　協議会に顧問等を置くことができる。

（協議会の招集等）
第４条　会長は、原則として、年１回の定例会を開催するとともに、次に掲げる場合に協議会を招集することができる。
①　異常気象等の発生が予想される場合であって、協議会での協議が必要な場合
②　会員から協議会招集の要請がある場合
③　その他会長が必要と認める場合
２　会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を会員に通知する。
３　協議会に出席することのできない会員は、書面をもって表決し、または会長に表決権を委任することができる。

（幹事会の設置等）
第５条　会長は、別途協議会が定める基準に基づく、具体的な対応について、検討するため、協議会に幹事会を設置する。
２　幹事会は、別紙２に掲げる者をもって構成する。
３　幹事長及び副幹事長は、会長が指名するものとし、それぞれ任期は５年とする。ただし重任を妨げない。

（幹事会の招集等）
第６条　伊勢湾に台風が接近し、または異常気象等により、災害の発生が予想されるときは、幹事長は幹事会を招集する。
２　幹事会は、船舶の湾外避難の時期等を検討、決定する。
３　幹事会において検討され決定した事項は、協議会の決定とみなす。

（議事）
第７条　協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議（オンライン形式によるものを含む。）を開き、議決することができない。
２　議決は、会議に出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
３　会長は、定例会の開催を必要としない場合又はやむを得ない事由により会議を開くことが困難な場合においては、協議事案の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
４　会長は、議長として会議の議事を整理する。
５　会員は、会議への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面を直接又は最寄りの港長等を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面の内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。
６　会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
７　会議の議事については、協議会の事務局が議事録を作成するものとする。
８　会議の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（結果尊重義務）
第８条　協議会の会員は、協議が整った事項について尊重するものとする。

（情報伝達連絡体制）
第９条　協議会及び幹事会の情報伝達・連絡体制は、別紙３のとおりとする。

（協議会の事務局）
第 10 条　協議会及び幹事会の事務局は、第四管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

（その他）
第 11 条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附　則　この会則は、令和３年７月１日から実施する。

別　紙　1

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会員構成

会　員	伊勢湾海難防止協会　会長	会長
〃	伊勢三河湾水先区水先人会　副会長	副会長
〃	名古屋港台風・地震津波対策委員会　委員長	
〃	衣浦港台風・地震津波等対策委員会　委員長	
〃	三河港台風・地震津波対策委員会　委員長	
〃	四日市港台風等対策委員会　委員長	
〃	鳥羽地区台風・地震津波対策委員会　委員長	
〃	名古屋海運協会　港務委員長	
〃	名古屋外国船主代理店会　業務委員長	
〃	名古屋日本船代理店会　業務委員長	
〃	中部沿海海運組合　専務理事	
〃	全国内航タンカー海運組合東海支部　事務局長	
〃	伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会　会長	
〃	中部運輸局長	
〃	中部地方整備局長	
〃	名古屋地方気象台長	
〃	第四管区海上保安本部長	
〃	愛知県　都市・交通局長	
〃	三重県　県土整備部長	
〃	名古屋港管理組合　港営部長	
〃	四日市港管理組合　経営企画部長	
〃	愛知県　衣浦港務所長	
〃	愛知県　三河港務所長	

＜事務局＞　第四管区海上保安本部　交通部　航行安全課

別　紙　2

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会幹事会　会員構成

幹事長	伊勢三河湾水先区水先人会　副会長
副幹事長	名古屋海運協会　港務委員長
幹　事	名古屋日本船代理店会　業務委員長
〃	伊勢湾海難防止協会　事業部長
〃	中部運輸局　海上安全環境部　船舶安全環境課長
〃	中部地方整備局　港湾空港部　港湾空港防災・危機管理課長
〃	名古屋地方気象台　広域防災管理官
〃	第四管区海上保安本部　航行安全課長

＜事務局＞　第四管区海上保安本部　交通部　航行安全課

伊勢湾・三河湾におけるLNG燃料供給事業拡大に係る船舶航行安全に関する調査研究

〈セントラルＬＮＧシッピング(株)受託事業〉

1　事業概要

セントラルLNGシッピング(株)（CLS社）においては、平成30年度に当協会等が実施した「伊勢湾等におけるLNGバンカリング事業に係る安全対策（航行安全・海上防災）に関する調査研究」（平成30年度事業）の検討結果に基づく航行安全対策等を踏まえ、三河港田原トヨタ自動車船用バースにおいて、LNGバンカー船「かぐや」により、LNG燃料船（PCC）へのStS方式によるLNG燃料供給を行っている。（下写真参照）

今後、世界的なLNG燃料船の増加と共に、寄港地でのLNG燃料供給の需要の高まりが確実視されていることから、CLS社においては、タイムリーな顧客ニーズに対応するべく、伊勢湾・三河湾におけるLNG燃料供給事業の拡大を図っていく計画である。

本調査研究では、特別専門委員会を構成し、平成30年度事業で検討した航行安全対策を前提とし、伊勢湾・三河湾内において想定されるLNG燃料船へのStS方式によるLNGバンカリングの実運用時の安全性を確保するため、LNGバンカリングの実施が可能な岸壁・桟橋を抽出し、自然環境、海上交通環境の観点からバンカリング実施における安全性について検討を行い、伊勢湾・三河湾におけるLNG燃料供給事業拡大に係る船舶航行安全対策を取り纏めた。

【LNGバンカー船かぐや】（CLS HP）

【LNG燃料船へのLNG燃料補給作業の様子】（日本郵船(株)HP）

2　調査方法

本調査については、学識経験者、海事関係者、海域利用者及び関係官公庁職員等により構成する「伊勢湾・三河湾におけるLNG燃料供給事業拡大に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会を設置して検討を行った。委員会の構成メンバーは、次のとおりである。

（敬称略・順不同）※括弧内は前任者

委員長 委　員	海上保安大学校名誉教授　長澤　明 鳥羽商船高等専門学校教授　片岡高志 伊勢三河湾水先区水先人会副会長　町　裕次 名古屋海運協会港務委員長　相原隆志（久原真幸） 日本郵船(株)名古屋支店支店長代理　相原隆志 (株)商船三井名古屋支店副支店長　久原真幸 川崎汽船(株)名古屋支店副支店長　日下部　敏 （一社）日本船長協会常務理事　中田　治 （一財）海上災害防止センター調査研究室長　濱田誠一 伊勢湾三河湾タグ協会会長　長谷川茂人 四日市港港内航行安全対策委員会委員長　谷水一隆 三河港航行安全対策委員会委員長　山田俊郎 衣浦港船舶安全対策委員会委員長　伊東秀記
関係官公庁	第四管区海上保安本部交通部長　福木俊朗（中林久子） 名古屋海上保安部長　相馬　淳（森　征人） 四日市海上保安部長　林　睦（田脇　徹） 鳥羽海上保安部長　滝田浩司（三盃　晃） 中部空港海上保安航空基地長　中根教篤（冨田英利） 三河海上保安署長　伊東　弘（中田英二） 衣浦海上保安署長　矢野照彦（坂野善男） 名古屋港海上交通センター所長　松尾真一郎 中部運輸局海上安全環境部長　髙田喜寛（田中独歩） 中部地方整備局港湾空港部長　山本大志（中原正顕） 中部地方整備局名古屋港湾事務所長　藤田　亨 中部地方整備局四日市港湾事務所長　日置幸司（浅見靖伸） 中部地方整備局三河港湾事務所長　鴫原　茂（山口隼人） 名古屋港管理組合港営部長　前田功憲 愛知県三河港務所長　内藤裕司（白村　暁） 愛知県衣浦港務所長　渡邊恒博（小野田和彦） 四日市港管理組合経営企画部長　髙野吉雄（高間伸夫） 三重県津建設事務所長　髙木和広 三重県松阪建設事務所長　上村　告
オブザーバー	（一財）日本海事協会名古屋支部長　今村　剛

3　委員会の開催状況

委員会は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は3密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

(1)　第1回委員会

第1回委員会は、令和3年2月16日(火)名古屋港湾会館2階第1会議室において、委員長等48名の出席を得て開催。事業計画、平成30年度「伊勢湾等におけるLNGバンカリング事業に係る安全対策（航行安全・海上防災）に関する調査研究」の概要、LNG燃料船に係る安全性検討及び評価基準等の策定、名古屋港における安全性検討及び安全対策について検討を行った。

【第1回委員会開催状況】

(2)　第2回委員会（最終委員会）

第2回委員会は、令和3年12月20日（月）名古屋港湾会館2階第1会議室において、委員長等55名の出席を得て開催。三河港、衣浦港、四日市港、特定港以外及び、名古屋港（再検討）における安全性及び安全対策、実運用時における安全性確認項目の整理等について検討を行った。

審議においては、LNGバンカリングが想定される名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、常滑港、津港、松阪港、伊勢湾シーバース等の係留施設（岸壁・桟橋）を抽出し、当該施設におけるLNGバンカリングの適合性を確認し、LNGバンカリング事業に係る航行安全対策の承認を得た。

【第2回委員会開催状況】

四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究

〈中部地方整備局四日市港湾事務所受託事業〉

1　概要

四日市港においては、近年東南アジア航路のコンテナ船の大型化が進展し、水深 14m を有する霞ヶ浦北埠頭の利用が増加しており、今後、大型船の着岸可能な岸壁の不足が見込まれることから、水深 14m岸壁（2 バース目）の整備が求められている。

係る状況を踏まえ、中部地方整備局四日市港湾事務所では、現在供用中の霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁に接続して水深 14m、バース長 330mの耐震強化岸壁を整備することとし、又、背後にふ頭用地（四日市港管理組合施工）を整備することとした。

工事が実施される霞ヶ浦地区は、四日市港の外貿貨物を取り扱う施設及び岸壁が集中的に配置されており、これら岸壁に着離岸する大型コンテナ船、大型鉱石運搬船、大型自動車専用船の航行が常態化していることから、工事の施工に際しては、工事作業船と岸壁着離岸船との相互関係に着目した慎重な安全対策の検討が求められた。

本調査研究では、特別専門委員会を構成し、工事海域の海域特性（自然環境・海上交通環境）を把握するとともに、工事施工計画に基づき、一般船舶に対する安全対策、工事作業船及び工事作業全般に係る安全対策について検討を行い、四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全対策を取り纏めた。

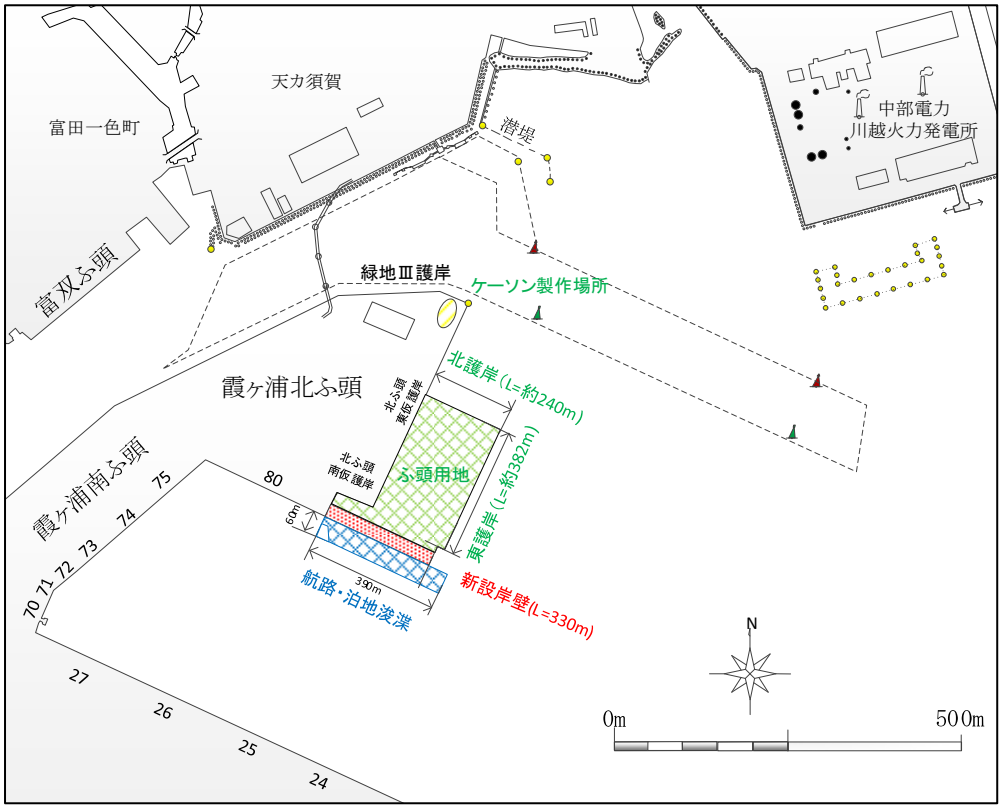

【検討対象岸壁位置図】

2　調査方法

本調査については、学識経験者、海事関係者、海域利用者及び関係官公庁職員等により構成する「四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会を設置して検討を行った。委員会の構成メンバーは、次のとおりである。

（敬称略・順不同）

委員長 委　員	海技大学校教授　淺木健司 伊勢三河湾水先区水先人会副会長　町　裕次 名古屋海運協会港務委員長　久原真幸 日本郵船(株)名古屋支店支店長代理　相原隆志 川崎汽船(株)名古屋支店副支店長　日下部　敏 全国内航タンカー海運組合東海支部事務局長　高橋道男 中部沿海海運組合専務理事　吉村　剛 東海内航海運組合専務理事　二宮　勉 四日市船舶代理店会事務局長　太田靖也 四日市港港内航行安全対策委員会委員長　谷水一隆
関係官公庁	四日市海上保安部長　林　睦 第四管区海上保安本部交通企画調整官　尾崎賢一 中部運輸局海上安全環境部長　髙田喜寛 四日市港管理組合経営企画部長　髙野吉雄
オブザーバー	名古屋四日市国際港湾(株)管理部長兼企画総務部担当部長　麻生武寛

3　委員会の開催状況

委員会は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は3密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

(1)　第1回委員会

第1回委員会は、令和3年5月31日(月)四日市商工会議所会館1階会議室において、委員長等30名の出席を得て開催。事業計画、海域特性の把握、岸壁整備工事施工計画の概要について検討を行った。

【第1回委員会開催状況】

(2)　第 2 回委員会

第 2 回委員会は、令和 3 年 7 月 21 日（水）四日市商工会議所会館 1 階会議室において、委員等 29 名の出席を得て開催。工事作業に係る安全性、一般船舶に係る安全性、工事作業全般に係る安全性について検討を行った。

【第 2 回委員会開催状況】

(3)　第 3 回委員会（最終委員会）

第 3 回委員会は、令和 3 年 9 月 15 日（水）じばさん三重 4 階視聴覚室において、委員等 26 名の出席を得て開催。第 1 回委員会、第 2 回委員会での検討結果を踏まえ、工事作業全般に係る安全対策、工事作業及び工事作業船に係る安全対策、一般船舶に係る安全対策について検討を行い、所要の安全対策について承認を得た。

【第 3 回委員会開催状況】

名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究

〈中部地方整備局名古屋港湾事務所受託事業〉

1　事業概要

名古屋港は、中部の「ものづくり産業」を支える重要な港であり、今後も持続的に発展していくためには、国際競争力の強化や港湾施設の機能維持を目的とした航路泊地の浚渫を継続的に行っていく必要がある。

これまで発生した浚渫土砂は、名古屋港ポートアイランドに築堤を整備して仮置きし、土砂が崩壊・流出しないよう護岸補強等を実施してきているが、築堤は既に高さ 18mまでになっており、更なる嵩上げは困難な状況となっている。

このため、中部地方整備局名古屋港湾事務所においては、将来の港湾整備に伴って発生する浚渫土砂を処分するため、新たな土砂処分場（埋立地）を中部国際空港沖に建設することとした。

土砂処分場が建設される中部国際空港沖の海域は、名古屋港に入出港する船舶の通航路に隣接しており、建設工事に当たっては、工事作業に従事する船舶のみならず、付近海域を航行する大型船、小型船、操業漁船、プレジャーボート等の航行の安全を確保する必要がある。

本調査研究では、新土砂処分場西Ⅰ工区護岸工事について、自然環境、交通環境、施工計画を踏まえ、海上交通シミュレーションにより航行船舶への影響評価を行い、大型船舶、小型船舶、工事用船舶に係る航行安全対策を取り纏めた。

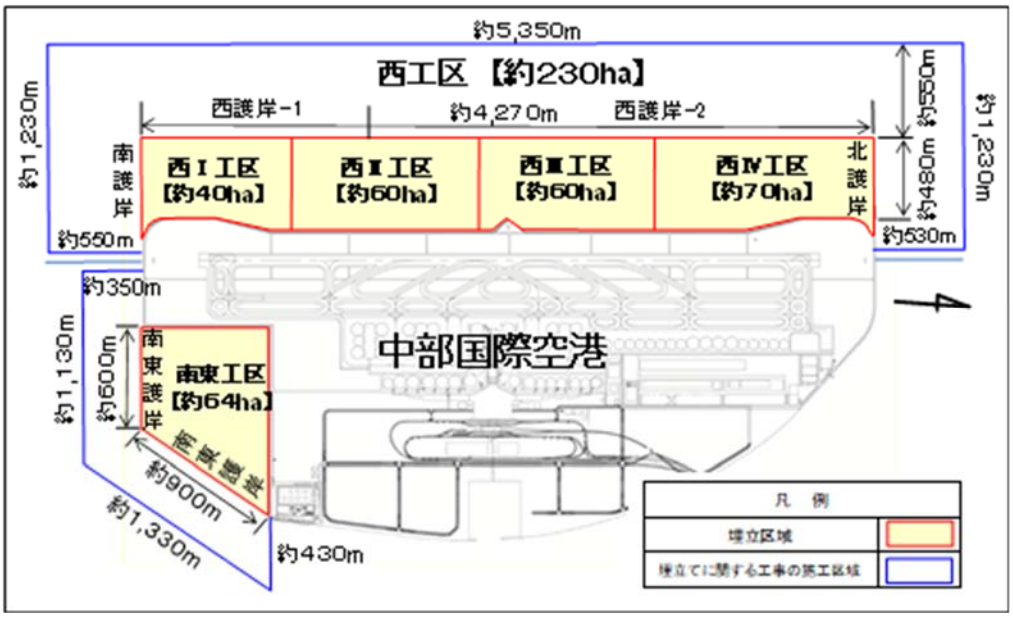

【新土砂処分場全体計画図】

2　調査方法

本調査については、学識経験者、海事関係者、海域利用者及び関係官公庁職員等により構成する「名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会を設置して検討を行った。委員会の構成メンバーは、次のとおりである。

（順不同・敬称略）※括弧内は前任者

委員長	鳥羽商船高等専門学校教授　片岡高志
副委員長	海上保安大学校名誉教授　松本宏之
委　員	伊勢三河湾水先区水先人会副会長　町　裕次
	愛知県漁業協同組合連合会代表理事常務　間瀬堅一（和出隆治）
	三重県漁業協同組合連合会常務理事　服部　弘
	全日本海員組合名古屋支部長　山原　始
	名古屋海運協会港務委員長　相原隆志
	(株)商船三井名古屋支店副支店長　久原真幸
	川崎汽船(株)名古屋支店副支店長　日下部　敏
	全国内航タンカー海運組合東海支部事務局長　高橋道男
	中部沿海海運組合専務理事　吉村　剛
	東海内航海運組合専務理事　二宮　勉
	東海北陸旅客船協会事務局長　片平澄男
	名古屋日本船代理店会業務委員長　山口　淳
	(公社)中部小型船安全協会専務理事　名和　寿
関係官公庁	第四管区海上保安本部交通部長　福木俊朗
	名古屋海上保安部長　相馬　淳
	四日市海上保安部長　林　睦
	中部空港海上保安航空基地長　中根教篤
	名古屋港海上交通センター所長　松尾真一郎
	中部運輸局海上安全環境部長　髙田喜寛
	中部地方整備局港湾空港部長　山本大志（中原正顕）
	愛知県都市・交通局港湾空港推進監　神谷孝明
	名古屋港管理組合港営部長　前田功憲
オブザーバー	中部国際空港(株)施設企画部長　勝谷一則（八鍬　隆）

3　委員会の開催状況

委員会は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は3密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

(1)　第1回委員会

第1回委員会は、令和3年6月9日（水）ポートメッセなごや第6会議室において、委員長等47名の出席を得て開催。本調査研究の事業計画、航行環境、施工計画の概要、海上交通流シミュレーション実施方案について検討を行った。

【第 1 回委員会開催状況】

(2)　第 2 回委員会

第 2 回委員会は、令和 3 年 7 月 27 日（火）ウイルあいち 3 階大会議室において、委員長等 44 名の出席を得て開催。海上交通シミュレーション結果、航行船舶等への影響評価、準備工施工時の航行安全対策について検討を行った。

【第 2 回委員会開催状況】

(3)　第 3 回委員会（最終委員会）

第 3 回委員会は、令和 3 年 8 月 25 日（水）名古屋港湾会館 2 階第 1 会議室において、委員長等 42 名の出席を得て開催。新土砂処分場西 I 工区建設に係る航行安全対策について検討を行い、承認を得た。

【第 3 回委員会開催状況】

名古屋港潮見ふ頭 BM 桟橋撤去工事に係る船舶の航行安全に関する連絡会議

〈日清オイリオグループ(株)名古屋工場受託事業〉

1　事業の概要

日清オイリオグループ(株)名古屋工場においては、潮見ふ頭 BH2 桟橋において原料船を受入れているが、同 BH2 桟橋の付帯施設である BM 桟橋は、老朽化が進行し、安全上の懸念が生じていることから、同桟橋の撤去を計画した。桟橋の撤去工事に当たっては、工事施工中のみならず、隣接桟橋に着離桟する船舶、付近海域を航行する船舶の安全確保が重要である。

本連絡会議では、撤去工事等の施工方法、工事施工中の安全対策について確認すると共に、出席者から意見を聴取し、BM 桟橋撤去工事の施工について周知徹底を図った。

2　連絡会議の構成・開催

連絡会議は、次のとおり構成し、令和 3 年 8 月 20 日（金）名古屋港ポートビル 2 階Ｂ会議室において、構成メンバー等 23 名の出席を得て開催した。なお会議は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は 3 密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

連絡会議の構成　（順不同・敬称略）

（公社）伊勢湾海難防止協会会長	吉川廣一
伊勢三河湾水先区水先人会副会長	町　裕次
名古屋海運協会港務委員長	相原隆志
全国内航タンカー海運組合東海支部事務局長	高橋道男
中部沿海海運組合専務理事	吉村　剛
名古屋日本船代理店会業務委員長	山口　淳
伊勢湾三河湾タグ協会会長	長谷川茂人
（一社）九号地共同防災組織防災センター所長	片桐孝司
(株)フジトランスコーポレーション船舶運航管理部長	笹島禎人
トヨフジ海運(株)内航部配船グループ	酒井信明
名古屋港管理組合港営部海務課長	谷水良至

【連絡会議開催状況】

常滑港へのクルーズ船入出港に係る航行安全に関する調査研究

〈愛知県衣浦港務所受託事業〉

1　事業概要

愛知県では、中部国際空港及びその周辺エリアにおいて、国際競争力の高い「MICE を核とした国際観光都市」の実現を目指し、中部国際空港島の更なる活性化を図るため、常滑港空港地区へのクルーズ船誘致について、その可能性を探ることとした。

誘致の対象とするクルーズ船は、全長 180m級並びに全長 210m級の大型船舶を想定しているが、常滑港空港地区は、中部国際空港島と常滑市陸域に挟まれた狭隘な水域であることに加え、同水域内には区画漁業権漁場が設定され、また四方に浅所が広がり、大型クルーズ船の航行が極めて制限される水域となっており、また、高速船の航行、危険物タンカー等の入出港があり、詳細かつ慎重な調査検討が求められた。

本調査研究においては、特別専門委員会を構成し、自然環境、航行環境並びに、適正な航行幅、回頭エリア・錨地の確保について整理するとともに、全長 180m級並びに全長 210m級クルーズ船を対象としたファストタイムシミュレーション、鳥瞰図シミュレーションによる操船の安全性、停泊に係る安全性について検討を行い、常滑港への大型クルーズ船入出港に係る航行安全対策を取り纏めた。

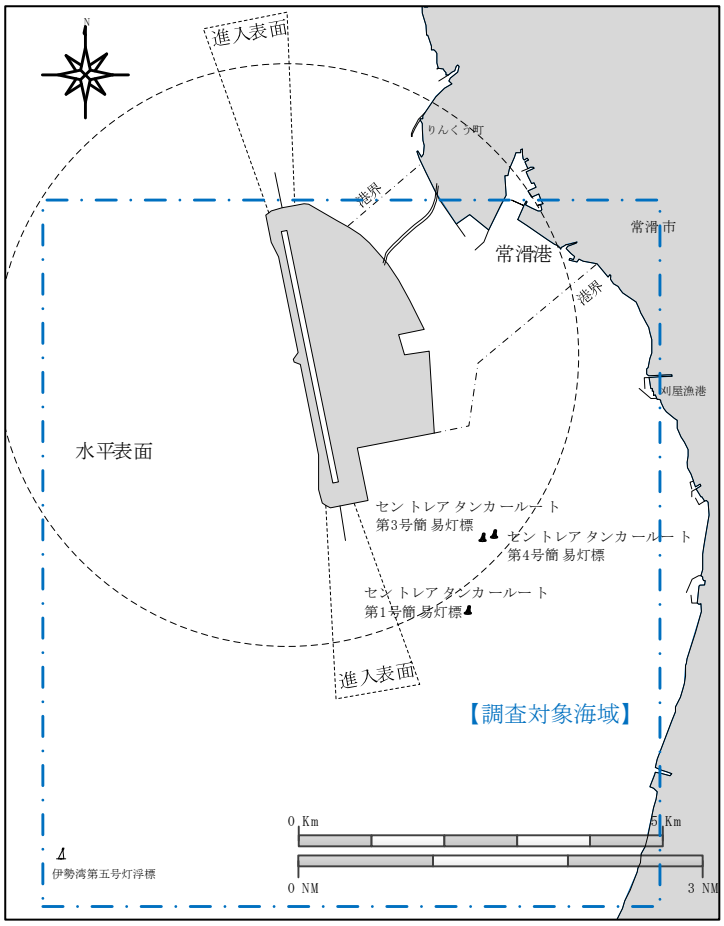

【検討対象海域図】

2　調査方法

本調査については、学識経験者、海事関係者、海域利用者及び関係官公庁職員等により構成する「常滑港クルーズ船入出港に係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会を設置して検討を行った。委員会の構成メンバーは、次のとおりである。

（敬称略・順不同）

委員長 委　員	海技大学校名誉教授　岩瀬　潔 伊勢三河湾水先区水先人会副会長　町　裕次 名古屋海運協会港務委員長　相原隆志 (株)商船三井名古屋支店副支店長　久原真幸 川崎汽船(株)名古屋支店副支店長　日下部　敏 全国内航タンカー海運組合東海支部事務局長　高橋道男 中部沿海海運組合専務理事　吉村　剛 東海内航海運組合専務理事　二宮　勉 東海北陸旅客船協会事務局長　片平澄男 （公社）中部小型船安全協会専務理事　名和　寿
関係官公庁	中部空港海上保安航空基地長　中根教篤 第四管区海上保安本部交通企画調整官　尾崎賢一 中部運輸局海上安全環境部長　髙田喜寛 中部地方整備局港湾空港部長　山本大志 愛知県都市・交通局港湾空港推進監　神谷孝明
オブザーバー	中部国際空港(株)施設企画部長　勝谷一則

3　委員会の開催状況

委員会は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は3密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

(1)　第1回委員会

第1回委員会は、令和3年11月2日（火）名古屋港湾会館2階第1会議室において、委員長等33名の出席を得て開催。本調査研究の事業計画、基礎資料の整理、港湾機能の適合性、操船及び停泊（錨泊）に係る安全性検討方針について検討を行った。

【第1回委員会開催状況】

(2)　第 2 回委員会

第 2 回委員会は、令和 4 年 1 月 27 日（木）名古屋港湾会館 2 階第 1 会議室において、委員長等 31 名の出席を得て開催。操船に係る安全性の検討（鳥瞰図シミュレーション実験における条件設定及び実験結果）、停泊（錨泊）に係る安全性検討、クルーズ船受入れに係る課題の整理について検討を行った。

【第 2 回委員会開催状況】

【第 2 回委員会　鳥瞰図シミュレーション実験説明場面】

(3)　第 3 回委員会（最終委員会）

第 3 回委員会は、令和 4 年 2 月 24 日（木）ウィルあいち 3 階大会議室において、委員長等 30 名の出席を得て開催。クルーズ船受入れに係る課題の整理（修正）、航行安全対策について検討を行い、承認を得た。

【第 3 回委員会開催状況】

名古屋港弥富ふ頭への RORO 船受入れに係る航行安全に関する調査研究

〈名古屋港管理組合受託事業〉

1　事業概要

名古屋港では、RoRo 船（267m）の利用岸壁として金城ふ頭 84 号.85 号岸壁が位置付けられているが、平成 27 年度から 84 号岸壁の改修工事が行われたことから、暫定措置として弥富ふ頭（6・7 号岸壁）を利用している。また令和 4 年度からは 85 号岸壁の改修工事が行われることから暫定運用を継続することとしているが、名古屋港管理組合においては、金城ふ頭 84・85 号岸壁改修工事完了後においても、弥富ふ頭（6・7 号岸壁）を RoRo 船の利用岸壁として位置付けることとしている。

本調査研究においては、特別専門委員会を構成し、名古屋港の自然環境、弥富ふ頭周辺の航行環境、検討対象船舶の操船性能、対象施設の岸壁能力等を整理し、接岸時の安全性、係留時の安全性、鳥瞰型操船シミュレーション手法による入出港操船に係る安全性について検討し、弥富ふ頭 6・7 号岸壁への RoRo 船（265m）の受入れに係る航行安全対策を取り纏めた。

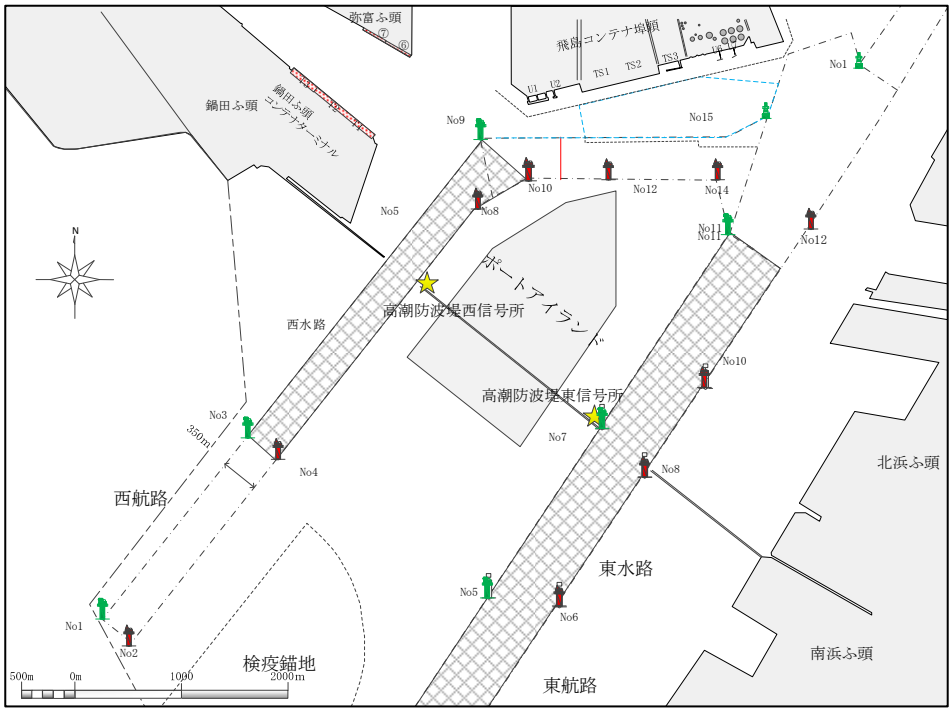

【検討対象海域図】

2　調査方法

本調査については、学識経験者、海事関係者、海域利用者及び関係官公庁職員等により構成する「名古屋港弥富ふ頭へのRORO船受入れに係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会を設置して検討を行った。委員会の構成メンバーは、次のとおりである。

（敬称略・順不同）

委員長 委　員	海技大学校教授　淺木健司 伊勢三河湾水先区水先人会副会長　町　裕次 名古屋海運協会港務委員長　相原隆志 (株)商船三井名古屋支店副支店長　久原真幸 川崎汽船(株)名古屋支店副支店長　日下部　敏 全国内航タンカー海運組合東海支部事務局長　高橋道男 中部沿海海運組合専務理事　吉村　剛 東海内航海運組合専務理事　二宮　勉 東海北陸旅客船協会事務局長　片平澄男 名古屋日本船代理店会業務委員長　山口　淳
関係官公庁	名古屋港長/名古屋海上保安部長　相馬　淳 名古屋港海上交通センター所長　松尾真一郎 第四管区海上保安本部交通企画調整官　尾崎賢一 中部運輸局海上安全環境部長　髙田喜寛 中部地方整備局港湾空港部長　山本大志 中部地方整備局名古屋港湾事務所長　藤田　亨

3　委員会の開催状況

委員会は、新型コロナウイル感染症対策として、会場は3密「密閉・密集・密接」を避けた状態とし、出席者全員にマスク着用を求めて開催した。

(1)　第1回委員会

第1回委員会は、令和4年2月3日（木）名古屋港湾会館2階第1会議室において、委員長等28名の出席を得て開催。本調査研究の事業計画、基礎資料の収集・整理、接岸時及び係留時の安全性検討及び検討結果、入出港操船に係る安全性検討（操船シミュレーション実施方案）について検討を行った。

【第1回委員会開催状況】

(2)　第 2 回委員会（最終委員会）

第 2 回委員会は、令和 4 年 3 月 15 日（火）名古屋港湾会館 2 階第 1 会議室において、委員長等 30 名の出席を得て開催。入出港操船に係る安全性検討（操船シミュレーション結果）、課題の整理及び航行安全対策について検討を行い、承認を得た。

【第 2 回委員会開催状況】

名古屋港新土砂処分場航行安全情報管理室

1　概要

令和３年度に開催した「名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会において、土砂処分場建設工事中の航行安全対策として、一般船舶や操業漁船に対して工事情報を提供するとともに、工事作業船に対して一般船舶に関する情報等を提供、必要な指導や助言をするなど、工事作業船と一般船舶等との安全を確保し、工事作業を円滑に行うために、工事請負者と密接な連携の下、一元的な情報管理業務を行う「情報管理室」を設置することが提言された。

また、情報管理室は、一般船舶、操業漁船の安全確保と工事作業の円滑な実施の両立を図ることを目的とすることから、工事請負者とは別に公正・中立な組織として設置・運用する必要があるとされた。

これらの提言を受け、当協会では、下記の業務を受託し、工事の円滑な推進と船舶の航行安全確保に努め、今後も継続していくこととしている。

①　令和３年度 名古屋港新土砂処分場工事標識設置工事に係る航行監視業務
　委託者：(株)山野建設
　業務実施期間：令和３年９月６日～９月 14 日

②　令和３年度 名古屋港新土砂処分場汚濁防止膜設置工事に係る航行監視業務
　委託者：五洋建設(株)名古屋支店
　業務実施期間：令和３年９月 16 日～令和４年１月 21 日

③　令和３年度 名古屋港新土砂処分場建設に伴う船舶安全管理業務
　委託者：中部地方整備局名古屋港湾事務所
　業務実施期間：令和４年２月～10 月

2　航行安全情報管理室の開設

令和４年２月 21 日、常滑市港町に「名古屋港新土砂処分場航行安全情報管理室」を開設。２月 24 日より３名体制による業務を開始した。今後は、体制の強化に努めていくこととしている。

【航行安全情報管理室】
〒479-0848　常滑市港町 4-92　フレックス榎戸 405
℡/Fax　0569-42-2525
e-mail　tjk-01@isekaibou.or.jp

令和３年度　第１回通常理事会

令和３年度第１回通常理事会は、新型コロナウイル感染症の影響を考慮し、理事会の開催は見送り、審議案件については書面決議とした。下記１の審議案件ついて、全理事及び監事に諮問し、下記２のとおり審議案件全てについて承認を得た。

記

１　審議案件（書面決議事項）

- 第１号議案　令和２年度事業報告について
- 第２号議案　令和２年度収支決算について
- 第３号議案　役員の改選について
- 第４号議案　通常総会の招集について

２　審議結果（書面決議結果）

前記１の第１号から第４号までの議案全てについて、理事全員より同意を得、監事の確認を得た。これにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第 40 条に基づき、理事会の決議があったとみなされたので、理事全員の同意があったことを確認するため、議事録を作成し、代表理事及び監事が記名押印した。

令和３年度　通常総会

令和３年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、下記のとおり開催した。

記

１　開催日時・場所：令和３年６月８日（火）名古屋港湾会館２階第１会議室

２　出席会員の状況

議決権のある正会員総数　151 名

総正会員の議決権の数　151 個

出席正会員数　138 名

（内、当日出席者 25 名、委任状による者９名、書面決議による者 104 名）

この議決権の総数　138 個

３　出席役員

代表理事、理事 20 名、監事２名

４　総会の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果

上記のとおり会員の出席があったので、本通常総会は適法に成立。よって、代表理事吉川廣一は議長席に就き、開会を宣し、議案審議に入った。

５　議案審議

(1) 第１号議案：令和２年度事業報告について

藤田専務理事が資料に基づき、令和２年度の個々の事業並びにその他会務の実施状況について説明。審議の結果、異議なく可決された。

(2) 第２号議案：令和２年度収支決算について

渡邉総務部長が資料に基づき、令和元年度収支決算について説明。次に監事を代表して寺元監事から監査報告がなされ、審議の結果、異議なく原案どおり可決された。

(3) 第３号議案：役員の一部改選について

藤田専務理事が定款第 24 条の定めにより、役員の一部改正について報告。理事９名の辞任に伴い後任として８名の候補者を提案。異議なく承認された。

６　報告事項

令和３年度事業計画、令和３年度収支予算について資料に基づき説明報告を行った。

【令和３度通常総会の開催状況】

公益社団法人 伊勢湾海難防止協会役員名簿

（任期：令和 3 年 6 月 12 日～令和 4 年通常総会終結まで）

（敬称略）

代表理事（会長） （非常勤）	吉川　廣一	公益社団法人伊勢湾海難防止協会会長
業務執行理事（副会長） （非常勤）	小川　　謙	日本トランスシティ株式会代表取締役会長
業務執行理事（副会長） （非常勤）	小鹿　邦博	伊勢三河湾水先区水先人会会長
業務執行理事（副会長） （非常勤）	豊田　正博	総合ポートサービス株式会社代表取締役社長
業務執行理事（専務理事） （常勤）	藤田　義朝	公益社団法人伊勢湾海難防止協会事務局長

（順不同･敬称略）

理事（非常勤）	淺川　　敦	川崎汽船株式会社名古屋支店長
	浅野　　皇	半田港運株式会社代表取締役社長
	伊藤　　正	名古屋日本船代理店会会長
	太田　靖也	四日市港運協会常務理事
	奥山　謙介	四日市港振興会常任理事
	菊地　祐弘	潮見発展協議会会長
	小林　勝次	株式会社商船三井名古屋支店長
	小林　　剛	東邦ガス株式会社生産計画部長
	榊原　洋実	株式会社 JERA 執行役員西日本支社長
	笹田　裕典	日本郵船株式会社名古屋支店長
	大同　浩生	昭和四日市石油株式会社四日市製油所環境安全部長
	土屋　祐治	コスモ石油株式会社四日市製油所安全環境担当副所長
	長谷川茂人	名古屋汽船株式会社代表取締役社長
	原　　弘三	愛知海運株式会社代表取締役社長
	堀江　吉春	上野ﾏﾘﾀｲﾑｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社代表取締役専務執行役員
	丸茂　俊一	ENEOS 株式会社知多製造所副所長
	南新　健児	出光興産株式会社愛知製油所副所長
	山口　和彦	愛知県港湾空港建設協会会長
	山原　　始	全日本海員組合名古屋支部長
	湯浅　雅人	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長
監事（非常勤）	菊川　幸信	名古屋港運協会常務理事
	寺元　清隆	グリーン海事株式会社代表取締役社長

令和３年度　第２回通常理事会

令和 3 年度第 2 回通常理事会は、新型コロナウイル感染症まん延防止等重点措置の期間中であることを考慮し、理事会の開催は見送り、審議案件については書面決議とした。下記 1 の審議案件について、全理事及び監事に諮問し、下記 2 のとおり審議案件全てについて承認を得た。

記

1　審議案件（書面決議事項）

・　第 1 号議案　令和 4 年度事業計画について
・　第 2 号議案　令和 4 年度収支予算について

2　審議結果（書面決議結果）

前記 1 の第 1 号から第 2 号までの議案全てについて、理事全員より同意を得、監事の確認を得た。これにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び定款第 40 条に基づき、理事会の決議があったとみなされたので、理事全員の同意があったことを確認するため、議事録を作成し、代表理事及び監事が記名押印した。

3　報告事項

令和 3 年度　事業実施状況

令和３年度　業務実施状況（令和３年４月～令和４年３月）

月　日	業　務　内　容
5 月 17 日（月）	「船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討委員会」第 1 回委員会開催
5 月 31 日（月）	「四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 1 回委員会）開催
6 月 3 日（木）	令和 3 年度「伊勢湾 BCP 協議会」出席
6 月 8 日（火）	令和 3 年度通常総会開催
6 月 9 日（水）	「名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 1 回委員会）開催
7 月 21 日（水）	「四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 2 回委員会）開催
7 月 27 日（火）	「名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 2 回委員会）開催
8 月 20 日（金）	「名古屋港潮見ふ頭 BM 桟橋撤去工事に係る船舶の航行安全に関する連絡会議」開催
8 月 25 日（水）	「名古屋港新土砂処分場建設に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 3 回委員会）開催
9 月 15 日（水）	「四日市港霞ヶ浦地区岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 3 回委員会）開催
11 月 2 日（火）	「常滑港へのクルーズ船入出港に係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 1 回委員会）開催
11 月 11 日（木）～12 日（金）	「令和 3 年度全国海難防止団体等連絡調整会議」出席
11 月 22 日（月）	事務所移転(新事務所開設)
12 月 3 日（金）	「令和 3 年度 第 1 回海運・水産関係団体打合せ会」出席
12 月 7 日（火）	「令和 3 年度　役員連絡会議」開催
12 月 13 日（月）	「海難防止団体における諸問題についての座談会（テレビ会議)」出席
12 月 20 日（月）	「伊勢湾･三河湾における LNG 燃料供給事業拡大に係る船舶航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 2 回委員会）開催
1 月 27 日（木）	「常滑港へのクルーズ船入出港に係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 2 回委員会）開催
2 月 3 日（木）	「名古屋港弥富ふ頭への RORO 船受入れに係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 1 回委員会）開催
2 月 9 日（水）	「LNG バンカリング事業に係る安全対策に関する調査検討会（第 2 回)」Web 会議出席
2 月 10 日（木）	「船舶の湾外避難等の措置に関する調査検討委員会」（第 2 回委員会）開催

2 月 21 日（月）	「名古屋港新土砂処分場航行安全情報管理室」開設
2 月 24 日（木）	「常滑港へのクルーズ船入出港に係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 3 回委員会）開催
3 月 4 日（金）	「LNG バンカリング事業に係る安全対策に関する調査検討会（第 3 回）」Web 会議出席
3 月 10 日（木）	「令和 3 年度 第 2 回海運・水産関係団体打合せ会」出席
3 月 15 日（火）	「名古屋港弥富ふ頭への RORO 船受入れに係る航行安全に関する調査研究」特別専門委員会（第 2 回委員会）開催
3 月 25 日（金）	「令和 3 年度 海運・水産関係団体連絡協議会」出席 以上

会員の異動等（令和３年４月～令和４年３月）

会員の入会

なし

会員の退会

正会員	中部マリンサービス株式会社 日本マリンサービス株式会社
賛助会員	旭運輸株式会社四日市事務所

事務局便り

【事務所移転のお知らせ】

当協会事務所は、令和３年 11 月 22 日（月）、下記の住所に移転しました。

【伊勢湾海難防止協会事務所】
〒455-0032：名古屋市港区入船二丁目２番 28 号　第２名港ビルディング２階
℡：052-651-0522
Fax：052-651-0519
e-mail：isekai@isekaibou.or.jp
アクセス：名古屋市営地下鉄「名古屋港駅」２番・３番出口から徒歩５分

当協会が入居する第２名港ビルディングの周辺には、第四管区海上保安本部、名古港管理組合、名古屋税関、港警察署等の行政機関の他、伊勢三河湾水先区水先人会事務所、海運・港運会社等の海事関係団体・企業が多数集まっています。

また、名古屋港水族館、遊園地(シートレインランド)、海洋博物館（名古屋港ポートビル内)、元南極観測船ふじが展示される他、外航大型クルーズ船ふ頭、ガーデンふ頭つどい場（緑地）が整備される等、この地域は、名古屋港のランドマークとなっています。

【第２名港ビルディング全景】

会　報　第１３７号
（令和4年4月発行）

（公社）伊勢湾海難防止協会
〒455-0032　名古屋市港区入船2-2-28
第2名港ビルディング2階
電　話　052-651-0522
ＦＡＸ　052-651-0519
Http：//www.isekaibou.or.jp
E-mail：isekai@isekaibou.or.jp

印 刷 ： 名港印刷株式会社

この冊子は、再生紙を使用しています。